

## 第7章

# 環境配慮指針

本章では、環境に影響を及ぼす行為に際して、環境に配慮すべき事項を、環境配慮指針として明らかにします。環境配慮指針は、「地域別環境配慮指針」「主体別環境配慮指針」「事業別環境配慮指針」の3つを示しています。



## 第7章 環境配慮指針

### 1 環境配慮の基本的方向

#### (1) 環境配慮指針の目的

環境問題の解決に当たっては、市民、事業者及び市のそれぞれが環境に配慮していくことが大切であり、各主体の配慮は解決に向けた取組の基本となるものです。

環境基本条例では、環境配慮指針について、市民、事業者及び市が環境資源を利用する行為等を行う場合に、良好な環境の保全及び創造のためにそれぞれが配慮すべき事項を示すものとしています。

環境配慮指針は、環境に影響を及ぼす開発行為や社会経済活動等に対する配慮事項の例を明らかにすることによって、「めざすべき環境像」及び「6つのまちの姿」の実現に向けた、市民、事業者及び市の自主的な取組を促していくものです。

#### (2) 環境配慮の基本視点

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄、資源・エネルギー浪費型から環境にやさしいくらしや事業活動への転換を図る観点から、環境配慮の基本的視点を、次のとおり設定します。

- 「持続」：健全な環境の営みを現世代だけで享受することなく、有限な資源を保全するとともに新たに創造し、良好な環境が将来の世代に継承されるように努めます。
- 「循環」：物の生産・流通、購入・消費、廃棄などの各段階におけるごみの発生抑制に向けた配慮や、環境負荷の低減につながる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組に努めます。
- 「共生」：人は、地球の生態系の均衡に依存して生活していることを認識し、生態系の一員として自然の理にかなった行動を意識し、自然的環境資源の保全、創出、育成に努めます。
- 「低減」：市民が安心して健康に暮らせるよう、大気、水質等への環境負荷や化学物質による環境リスクの低減に努めます。
- 「国際的取組」：地域環境や地球環境を保全するため、環境負荷の低減に寄与する技術の開発や産業の振興を促し、海外への技術移転や人的交流等を進めることで、環境技術による国際貢献に努めます。
- 「自律」：地域や地球の環境について学び、自らの活動に環境配慮を取り入れるとともに、様々な主体や世代が協働することで、環境の保全及び創造に取り組むよう努めます。

#### (3) 環境配慮指針の構成

計画における環境配慮指針は、次の三つから構成されています。

- 地域別環境配慮指針：地域の環境特性を踏まえて、「6つのまちの姿」ごとに課題を抽出し、課題に対する配慮事項の例を示しています。
- 主体別環境配慮指針：市民、事業者及び市が、「6つのまちの姿」の実現に向け、各々の立場で行う配慮事項の例を示しています。
- 事業別環境配慮指針：各種の開発事業を実施する際の環境に係る配慮事項の例を示しています。

これらの環境配慮指針は、環境資源の利用に際して、それぞれの配慮事項を適切に組み合わせ、総合的に運用することが求められます。

## 2 地域別環境配慮指針

地域別環境配慮指針は、地域環境の現状と課題を整理し、全市の「めざすべき環境像」を地域から実現するため、地域特性や環境資源の状況を考慮して、地域別のめざすべき環境像を明らかにするとともに、その実現に向けた、配慮事項の例を示しています。

これは、地域の環境が既に損なわれている場合には改善の方向で、また良好な環境資源が存在する場合にはその適切な保全、活用に向けて配慮が望まれる事項の例を示すものであり、地域環境の保全のための施策展開に当たっての基本となるとともに、事業者や市民にも環境配慮を促す役割を担っています。

この環境配慮指針に示す環境配慮事項の例は、地域の環境課題に対応した配慮事項の例を示したものであり、これを目安として各々の事業、活動、行動等の内容に応じた適切な配慮が求められます。

地域区分については、自然的かつ社会的条件を考慮して、次のとおり、臨海部、内陸部、丘陵部の三地域に区分します。なお、基本的に三つの地域区分で環境配慮事項を整理していますが、これらの各地域の中においてもその地域特性は一樣ではないことから、さらにきめ細かな地域特性に応じた配慮が必要となります。三つの地域のめざすべき環境像は次のとおりになります。

### 《地域のめざすべき環境像》

#### ●丘陵部●

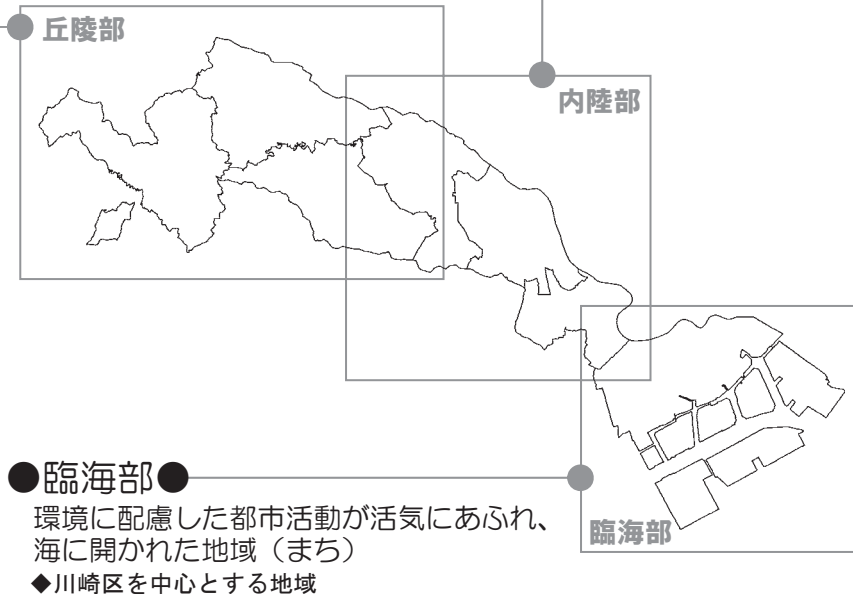
豊かな緑と水を守り育み、自然とのふれあいを大切にする丘の地域（まち）

◆宮前区、多摩区及び麻生区を中心とする地域

#### ●内陸部●

生活と産業が共生し、水や緑と調和した地域（まち）

◆幸区、中原区及び高津区を中心とする地域



#### ●臨海部●

環境に配慮した都市活動が活気にあふれ、海に開かれた地域（まち）

◆川崎区を中心とする地域

## 臨海部

### ●地域のめざすべき環境像●

#### 環境に配慮した都市活動が活気にあふれ、海に開かれた地域(まち)

川崎区を中心とする臨海部は、川崎港に面しているとともに、京浜工業地帯の中核として工業、商業施設が集中しており、市の活力の源として、また本市の顔としての役割を担っています。

### 《地域の現状》

臨海部では、JR 東海道線・京浜東北線、京浜急行線が西側に位置しているとともに、東京湾横断道路、東京湾岸道路、東京大師横浜線、国道 15 号線等の主要な幹線道路が横断している等、都市交通網が整備されています。また、市内の交通渋滞の緩和や他の幹線道路との広域的ネットワーク強化を図るため、川崎縦貫道路の整備が進められています。

地域(川崎区)の面積は 40.25k m<sup>2</sup>、人口は 2010 年 1 月 1 日現在で 216,029 人となっています。土地利用では工業系の用途が他の地域と比べて際立って多くなっており、海側が川崎港として利用されていることから、多くの物流施設などの立地が進んでいます。また、特定重要港湾である川崎港は、2009 年の港湾取扱貨物量が全国 7 位となっています。生産機能や物流機能が集積している臨海部は、重化学工業の大規模工場が立地し、京浜工業地帯の中核となってきましたが、近年の産業構造の変化の中で工場の再編や生産拠点の海外移転などによる産業の空洞化が起きました。このため、環境関連産業等を誘導し、臨海部の活性化を図るとともに、環境と経済の調和と好循環の推進に向けて取組を進めています。また、川崎駅周辺は大規模店舗や業務ビルが集中しており、都市景観に配慮した道路緑化やまちなみの整備が進められています。

### 《地域の環境特性及び課題》

#### ●地球環境、エネルギー、都市気温

臨海部は工業・商業施設が集中しており、大量のエネルギーや水を消費しています。また、本市の 2007 年における二酸化炭素排出量では、産業部門からの排出量が 8 割弱を占めています。一方、この地域は、環境関連産業が集積していることから、海外都市との産業交流や国連環境計画 (UNEP) との連携などを通じて、アジアへの環境技術の移転を通じた国際貢献を推進しています。

#### ●資源・廃棄物

産業廃棄物を中心とする廃棄物を多量に排出していますが、川崎ゼロ・エミッション工業団地では事業活動から発生する排出物や副生物を可能な限り抑制するとともに、これらの再利用・再資源化やエネルギーの循環活用等を図り、環境負荷を最小化する取組を行っています。

#### ●緑、水循環、水辺、生物、都市アメニティ

「川崎市緑の基本計画」に示すとおり、臨海部では多摩川緑地や大師公園、東扇島東公園等の緑の拠点施設があり、自然的環境の分布における樹木の集団は 2.5%となっています。多摩川河口

部には、水鳥等の野鳥が多く見られる干潟が自然の状態に残っています。

本地域では、公園緑地や街路樹等の整備に加え、屋上緑化や壁面緑化、学校をはじめとする公共施設へのビオトープの設置等、民有地も含めた多様な手法によって緑化を推進し、緑と水のネットワークを形成させることが課題となります。また、駅周辺等の商業地域は、市民の集う活気あふれる場となっているものの、一部には自転車の不法駐輪やポイ捨てなどが見られる場所もあり、その改善が課題となっています。一方、工業地帯では、景観を改善するため、工場緑化や色彩デザイン等による周辺環境に配慮した魅力あるまちづくりが進められています。

本地域は、多摩川河川敷、川崎港、富士見公園、川崎大師等のうらおいやすらぎを感じることのできる資源に恵まれていることから、これらを活用した緑化や景観形成、快適なまちづくりが課題となります。

### ●大気、水、土、化学物質、騒音・振動、悪臭、建造物影響等

臨海部は、産業活動に伴う自動車交通が多く、大気汚染の防止が重要な課題となっている地域です。大気について二酸化窒素で見ると、2008年度の一般局3測定局（大師、田島、川崎）における年平均濃度は、それぞれ0.027ppm程度です。環境基準の達成状況は、一般局について、2003年度以降3局すべてで達成しており、自排局については、2008年度は3測定局中2測定局（日進町、市役所前）で達成しています。また、臨海工業地帯の立地する本地域では化学物質の取引量も多く、化学物質によるリスクの低減が課題となっています。その他、海域における窒素、磷による富栄養化、住居系地域における騒音・振動等への対応が課題となっています。

このような地域の特性から臨海部で取り組むことが望ましい課題について、第3章に示す「6つのまちの姿」ごとに整理すると、次の事項が挙げられます。

### 《取り組むべき主な課題》

#### ●地域から地球環境の保全に取り組むまち

～産業活動、商業活動に伴う再生可能エネルギー源の利用等によるエネルギー消費の抑制～

#### ●環境にやさしい循環型社会が営まれるまち

～廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進～

#### ●多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち

～うらおいとやすらぎを与える身近な緑や親しみやすい水辺の創出・保全～

#### ●安心して健康に暮らせるまち

～交通環境対策をはじめとする大気汚染及び化学物質による環境汚染の未然防止～

#### ●環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまち

～産業活動を通じた地球環境問題解決のための国際協力の促進～

#### ●多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまち

～活気にあふれた都市活動を活かした協働による環境保全活動の推進～

次に、臨海部のめざすべき環境像の実現に向けて、取り組むべき主な課題に対する配慮事項を中心に環境配慮事項の例を「6つのまちの姿」ごとに示します。

### 《環境配慮事項の例》

<b>地域から地球環境の保全に取り組むまち</b> ～産業活動、商業活動に伴う再生可能エネルギー源の利用等によるエネルギー消費の抑制～	
	<input type="checkbox"/> 建築物におけるエネルギーの効率的利用、太陽光等の再生可能エネルギー源の導入に努める。 <input type="checkbox"/> 工場・ごみ処理施設等の排熱の有効利用、産業廃棄物を利用した発電等、地域特性を活かしたエネルギーや資源の循環の仕組みづくりに努める。
<b>環境にやさしい循環型社会が営まれるまち</b> ～廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進～	
	<input type="checkbox"/> 工場等における廃棄物の発生をできるだけ抑制し、発生した廃棄物については再使用・再生利用に努める。 <input type="checkbox"/> 商店街等における廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進するため、適正なごみの分別に努めるとともに、消費者と事業者の各々の協力により、簡易包装やグリーン購入等の促進に努める。
<b>多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち</b> ～うるおいとやすらぎを与える身近な緑や親しみやすい水辺の創出・保全～	
	<input type="checkbox"/> 公共施設、公園緑地、道路、事業所敷地、建物の屋上や壁面における緑化、社寺林の保全等に努める。 <input type="checkbox"/> 市民や事業者による身近な場所の緑化や緑の維持管理（緑道緑地管理、公園のあり方の検討等）の推進に努める。 <input type="checkbox"/> グリーンベルト、街路樹、緑地帯の整備等により、周辺環境への配慮に努める。 <input type="checkbox"/> 多摩川や川崎港、市内河川において、市民に身近な水辺空間の創出を図るとともに、多様な生物の生息環境や自然浄化機能に配慮した護岸形態の整備に努める。 <input type="checkbox"/> 緑の連続性を確保し、市街地と臨海部を結ぶ緑のネットワーク化に努める。 <input type="checkbox"/> 「景観法」や「川崎市都市景観条例」などに基づく様々な制度を活用しながら、良好な都市景観の形成に努める。 <input type="checkbox"/> オープンスペースの確保、電線類の地中化、屋外広告物対策等を進めるとともに、市民の協力による地域美化活動や道路における放置自転車の抑制等に努める。
<b>安心して健康に暮らせるまち</b> ～交通環境対策をはじめとする大気汚染及び化学物質による環境汚染の未然防止～	
	<input type="checkbox"/> 工場・事業場からの大気汚染、悪臭、水質汚濁、土壌汚染、騒音・振動等及び化学物質の公害の防止に努める。 <input type="checkbox"/> 交通需要を調整する考え方に基づいた取組により、交通流の円滑化、交通量の抑制に努める。 <input type="checkbox"/> 環境に配慮した運搬（エコ運搬）実施の要請等により、臨海部におけるエコドライブ実施率や低公害車利用の向上に努める。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場において、化学物質の適正管理の促進に努めるとともに、事業者、市民、行政間のリスクコミュニケーションを推進し、化学物質による環境リスクの低減に努める。 <input type="checkbox"/> 工場跡地等の再開発事業に当たっては、日照障害、電波障害、ビル風害等の建築物による周辺環境への影響に配慮するとともに、化学物質等による土壌汚染の防止に努める。

## 環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまち

～産業活動を通じた地球環境問題解決のための国際協力の促進～

- 公害克服に取り組む過程で培った経験や環境技術を活かして、アジアをはじめとした工業化の著しい途上国を中心に、UNEP と連携した取組や研修生の受入れなど、環境技術による国際貢献に努める。
- 人権・労働・環境・腐敗防止の4分野 10 原則からなる「国連グローバル・コンパクト」を支持推進し、この理念の市内展開を図るため、「かわさきコンパクト」の推進に努める。

## 多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまち

～活気にあふれた都市活動を活かした協働による環境保全活動の推進～

- 工場・事業場、商業施設、公共施設などの地域資源を活かした環境に関するイベント、講座の開催に努める。
- 川崎大師等の歴史的文化的遺産については、適切に保全するとともに、これらを活かし、周辺環境について、その状況に応じた快適なまちづくりに努める。



## 内陸部

## ●地域のめざすべき環境像●

## 生活と産業が共生し、水や緑と調和した地域（まち）

幸区、中原区及び高津区を中心とする内陸部は、JR南武線に沿って先端技術産業型施設や研究開発型施設が集中している一方で、駅周辺を中心に商業施設が立地し、再開発等による中・高層住宅の建設が進む等、新都心としても発展しつつあります。また、多摩川・二ヶ領用水等の河川や等々力緑地等の緑が残されています。

## 《地域の現状》

内陸部は、JR南武線が縦断し、JR横須賀線・東海道線、東急東横線・田園都市線といった鉄道や国道246号線等の幹線道路が横断しており、また、新百合ヶ丘と川崎を結ぶ川崎縦貫高速鉄道の初期整備区間として、新百合ヶ丘、武蔵小杉間の整備が計画され、環境面・コスト削減に係る新技術の導入に関する検討が行われているなど、広域的な交通ネットワークを生かした都市機能拠点づくりが進められています。

地域（幸区、中原区及び高津区）の面積は42.0k㎡、人口は2010年1月1日現在で598,330人となっており、土地利用では住居系の用途が多く、駅周辺や工場跡地の再開発が進んでいます。

産業は南武線に沿って電気・通信等の先端技術型施設や研究開発型施設が多数立地しており、研究開発型産業の育成が進められています。また、「とどろきアリーナ」、「等々力陸上競技場」や「市民ミュージアム」等、市民がリフレッシュできる施設が整備されているとともに、多摩川や二ヶ領用水等の河川、丘陵部の緑といった自然も残され、貝塚や古墳等の歴史的文化的遺産にも恵まれています。また、生産緑地の指定を受けた都市農業も行われています。さらに、小杉及び溝口地区では、駅周辺の再開発が進み、まちなみの景観の向上が図られています。

## 《地域の環境特性及び課題》

## ●地球環境、エネルギー、都市気温

内陸部は先端技術産業の施設が集中している一方で、住宅地としても発展しています。このように、住居系地区と工業系地区が混在する特性を有した地域であるため、産業活動、日常生活の各々において省エネルギー対策の推進とともに、再生可能エネルギー源の普及等が課題となります。

## ●資源・廃棄物

住居系地区と工業系地区が混在する特性のため、一般廃棄物及び産業廃棄物の発生抑制とともに、生産者と消費者という立場から、グリーン購入等の製品そのものへの環境配慮等が課題となります。

## ●水辺、水循環、緑、生物、都市アメニティ

「川崎市緑の基本計画」に示すとおり、内陸部では多摩川緑地や等々力緑地、緑ヶ丘霊園等に

緑が残されていますが、自然的環境の分布における樹木の集団で見ると、幸区 2.6%、中原区 2.6%、高津区 6.2%となっています。水辺に関しては、多摩川、ニヶ領用水、平瀬川、矢上川等があり、親水化や生物に配慮した河川の整備等により、地域の環境資源となっています。

近年、樹林地や農地が減少傾向にあり、既存の緑を極力保全するとともに新たな緑地の整備や緑化を推進することが課題となっています。また、本地域は産業と住宅が混在する地域が多く、生活者である市民と事業者が相互の交流を深め、協力して緑化活動やまちづくり活動に取り組むことが望める地域でもあります。

#### ●大気、水、土、化学物質、騒音・振動、悪臭、建造物影響等

大気について二酸化窒素で見ると、2008年度の一般局3測定局（幸、中原、高津）における年平均濃度は、それぞれ0.023～0.024ppmでおおむね同程度です。環境基準の達成状況は、一般局について、2008年度は3局すべてで達成しており、自排局については、2008年度は3測定局中1測定局（中原平和公園）で達成しています。また、化学物質に関しては、先端技術産業の立地する本地域では、自主管理の徹底が求められます。なお、河川の水質については、下水道整備の進展等に伴い年々改善されてきており、現在ではほとんどの河川で市の環境目標を達成しています。その他、住工混在地域における工場等の化学物質によるリスクの低減、騒音・振動、工場跡地等の開発における建造物影響等への対応が課題となっています。

このような地域の特性から内陸部で取り組むことが望ましい課題について、第3章に示す「6つのまちの姿」ごとに整理すると、次の事項が挙げられます。

### 《取り組むべき主な課題》

#### ●地域から地球環境の保全に取り組むまち

～産業活動、日常生活に伴うエネルギー消費の抑制及び再生可能エネルギー源の利用促進～

#### ●環境にやさしい循環型社会が営まれるまち

～廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進～

#### ●多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち

～豊かな水辺や樹林地、農地等の保全・活用～

#### ●安心して健康に暮らせるまち

～住宅地開発や産業活動における環境対策や環境配慮の推進～

#### ●環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまち

～先端技術産業等における環境配慮型製品の研究・開発・生産の推進～

#### ●多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまち

～市民や事業者をはじめとした多様な主体の参加による環境保全活動の推進～

次に、内陸部のめざすべき環境像の実現に向けて、取り組むべき主な課題に対する配慮事項を中心に環境配慮事項の例を「6つのまちの姿」ごとに示します。

### 《環境配慮事項の例》

<b>地域から地球環境の保全に取り組むまち</b> ～産業活動、日常生活に伴うエネルギー消費の抑制及び再生可能エネルギー源の利用促進～	
	<input type="checkbox"/> 建築物におけるエネルギーの効率的利用、太陽光等の再生可能エネルギー源の導入に努める。 <input type="checkbox"/> 工場・ごみ処理施設等の排熱の有効利用等、地域特性を活かしたエネルギーや資源の循環の仕組みづくりに努める。 <input type="checkbox"/> 打ち水や緑のカーテンなどヒートアイランド現象抑制に向けた取組の推進に努める。
<b>環境にやさしい循環型社会が営まれるまち</b> ～廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進～	
	<input type="checkbox"/> 工場等における廃棄物の発生をできるだけ抑制し、廃棄物交換システム等の利用による再使用、再生利用に努める。 <input type="checkbox"/> 市のリサイクル施設を核とした市民の積極的参加による廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用活動に努める。
<b>多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち</b> ～豊かな水辺や樹林地、農地等の保全・活用～	
	<input type="checkbox"/> 多摩川崖線等の樹林地については、特別緑地保全地区等の指定、緑地保全協定の締結等様々な手法を活用した保全に努める。 <input type="checkbox"/> 生産緑地の指定等による農地の保全、活用に努める。 <input type="checkbox"/> 多摩川、二ヶ領用水、平瀬川、矢上川、鶴見川等の恵まれた水辺環境を活かし、水質浄化、親水機能の向上、周辺施設の整備に努める。 <input type="checkbox"/> ごみの散乱や放置自転車等のない、安全でゆとりある道路空間の整備に努める。 <input type="checkbox"/> 常楽寺等の由緒ある寺社や、子母口貝塚、千年伊勢山台官衙遺跡、大山街道、二ヶ領用水、円筒分水等の歴史的文化的遺産は、適切に保全するよう努める。 <input type="checkbox"/> 緑と水の連続性を確保し、市域の南北を結ぶ緑と水のネットワーク化に努める。 <input type="checkbox"/> 住民の発意による地区計画等を活用した土地利用のルールづくりを支援し、良好な住環境の維持・向上・改善等の促進に努める。
<b>安心して健康に暮らせるまち</b> ～住宅地開発や産業活動における環境対策や環境配慮の推進～	
	<input type="checkbox"/> 先端技術産業をはじめとする工場・事業場での大気汚染、水質汚濁等の公害防止に努める。 <input type="checkbox"/> 工場・事業場等において、化学物質の適正管理に努めるとともに、事業者、市民、行政間のリスクコミュニケーションを推進し、化学物質による環境リスクの低減に努める。 <input type="checkbox"/> 住工混在地域における騒音・振動対策に努める。 <input type="checkbox"/> 新たな住宅地開発や商業業務地区の形成に当たっては、日照障害、電波障害、ビル風害等の建築物による周辺環境への影響に配慮するよう努める。

## 環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまち

～先端技術産業等における環境配慮型製品の研究・開発・生産の推進～

- 先端技術産業等において、環境配慮型製品の研究開発・製品化に努める。
- 企業や研究機関の集積を活かした企業間連携等の交流の促進に努める。
- 環境配慮型の製品の研究開発状況、取組状況等についての情報交換を通じて、市民と事業者の交流に努める。

## 多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまち

～市民や事業者をはじめとした多様な主体の参加による環境保全活動の推進～

- 市民・事業者等と連携し、地域における環境教育・環境学習の推進に努める。
- 地域の住民や事業者が環境に対する理解を深め、環境負荷の低減に向けた活動の推進に努める。
- 地域コミュニティなどにおける身近な環境美化、緑化などへの自発的活動の支援に努める。
- 大山街道、二ヶ領用水においては、歴史的文化的遺産等を活かし、周辺環境について、その状況に応じた快適なまちづくりに努める。

## 丘陵部

## ●地域のめざすべき環境像●

## 豊かな緑と水を守り育み、自然とのふれあいを大切にする丘の地域（まち）

宮前区、多摩区及び麻生区を中心とする丘陵部は、樹林地や農地等の豊かな緑と多摩川等の水辺に恵まれ、歴史的文化的遺産も多く見られる一方、住居系の用途地域が地域全体の約8割を占めており、住宅地として急速に開発が進んでいます。

## 《地域の現状》

丘陵部は、起伏の多い多摩丘陵や多摩川、ニヶ領用水等、比較的自然資源の豊かな地域です。また、馬絹古墳等、歴史的文化的遺産も多く存在します。

地域（宮前区、多摩区及び麻生区）の面積は62.1k㎡で3地域の中では最も広く、人口は2010年1月1日現在で596,467人となっています。地域内には、JR南武線が縦断し、東急田園都市線、小田急線、京王相模原線といった鉄道や府中街道、東名高速道路、国道246号等の幹線道路があります。また、新百合ヶ丘と川崎を結ぶ川崎縦貫高速鉄道の初期整備区間として、新百合ヶ丘、武蔵小杉間の整備が計画され、環境面・コスト削減に係る新技術の導入に関する検討が行われています。鉄道沿線では、急速な市街化が進展しており、それに伴って人口も増加しています。土地利用では、住居系の地域が大部分を占めており、既存の農地や樹林地においても住宅地の開発が進められています。

新百合ヶ丘地区の駅周辺では、商業・業務用施設を集積した魅力的なまちづくりが進められているほか、地域特性を活かした芸術文化振興の拠点づくりをめざす様々な取組が行われています。また、登戸地区においても駅周辺の区画整理事業が進められています。

## 《地域の環境特性及び課題》

## ●地球環境、エネルギー、都市気温

住居系地域が多く、今後も人口の増加が予想されることから、家庭におけるエネルギーの消費を抑制することが課題となっています。このような地域特性を踏まえ、家庭や自治会単位等で取り組むことのできる省エネルギーの推進や再生可能なエネルギー源の導入が課題となっています。

## ●資源・廃棄物

住居系地域が多く、今後も人口の増加が予想されることから、家庭における一般廃棄物の排出を抑制することが課題となっています。このような地域特性を踏まえ、家庭や町内会・自治会等で取り組むことのできる廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進が求められます。

## ●水辺、水循環、緑、生物、都市アメニティ

自然的環境の分布における樹木の集団は、宮前区9.3%、多摩区11.4%、麻生区17.1%で、緑や水辺、生物等の自然環境が市内で最も恵まれた地域です。この地域では、多摩川、ニヶ領用

水、五反田川、平瀬川等の水辺、多摩丘陵の樹林地、東高根森林公園、生田緑地等まとまりある緑地、黒川、岡上、早野の農地等があり、これらが一体となって緑豊かな地域を形成しているとともに、生物の貴重な生息空間ともなっています。一方で、農地や樹林地は、農業後継者の減少や宅地化の進行により減少傾向にあり、住民や地権者の協力を得て、これらの緑を極力保全していくことが課題となります。また、都市アメニティについては、住居系用途地域が多くを占めていることから、安全で快適な道路環境や適切なオープンスペースの確保、利用者にやさしい施設づくり等が課題となっています。また、市街化の進行により河川流域の保水機能が低下していることから、自然面の保全や雨水浸透の促進が課題となります。

#### ●大気、水、土、化学物質、騒音・振動、悪臭、建造物影響等

大気について二酸化窒素でみると、2008年度の一般局3測定局（宮前、多摩、麻生）における年平均濃度は、それぞれ0.018～0.022ppmの範囲にあります。環境基準の達成状況は、一般局について、2008年度は3局すべてで達成しています。自排局についても、一般局と同様に、2008年度は3測定局（宮前平駅前、本村橋、柿生）すべてで達成しています。丘陵地という地形的特徴から駅までの通勤・通学や買い物でのマイカー利用が多くなりやすい地域でもあり、大気の汚染が懸念されることから、公共交通の充実、利用の促進等が課題となります。また、他の地域に比べて大規模な工場・事業場の立地は少ないものの、工場・事業場等から排出される化学物質による環境リスクの低減、建設工事や商業施設等における騒音・振動、アパート・マンション開発に伴う建造物影響等への対応が課題となっています。

このような地域の特性から丘陵部で取り組むことが望ましい課題について、第3章に示す「6つのまちの姿」ごとに整理すると、次の事項が挙げられます。

### 《取り組むべき主な課題》

#### ●地域から地球環境の保全に取り組むまち

～住宅地におけるエネルギー対策の推進～

#### ●環境にやさしい循環型社会が営まれるまち

～廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進～

#### ●多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち

～水辺環境及びまとまりのある樹林地、農地等の活用・保全～

#### ●安心して健康に暮らせるまち

～利用しやすい公共交通体系の整備と利用の促進～

#### ●環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまち

～企業や大学・研究機関等と連携した環境に配慮した産業活動の推進～

#### ●多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまち

～多様な主体や世代の参加による自然を活用した環境保全活動の推進～

次に、丘陵部のめざすべき環境像の実現に向けて、取り組むべき主な課題に対する配慮事項を中心に環境配慮事項の例を「6つのまちの姿」ごとに示します。

### 《環境配慮事項の例》

<b>地域から地球環境の保全に取り組むまち</b> ～住宅地におけるエネルギー対策の推進～	
	<input type="checkbox"/> 建築物におけるエネルギーの効率的利用、太陽光等の再生可能エネルギー源の導入に努める。 <input type="checkbox"/> ごみ焼却施設等の熱回収等、エネルギーの有効利用に努める。
<b>環境にやさしい循環型社会が営まれるまち</b> ～廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進～	
	<input type="checkbox"/> 買い物等における環境配慮型製品・サービスの選択を浸透させる等、グリーンコンシューマーの育成やそのネットワーク化に努める。 <input type="checkbox"/> マイバッグ持参の普及啓発など、レジ袋削減に向けた取組の推進に努める。 <input type="checkbox"/> ごみの適正な分別や資源集団回収、生ごみの堆肥化等による廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に努める。 <input type="checkbox"/> 公園緑地等の剪定枝や家庭からの生ごみ等の有効利用、農地への還元等、地域特性を活かした資源循環の仕組みづくりに努める。
<b>多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち</b> ～水辺環境及びまとまりのある樹林地、農地等の活用・保全～	
	<input type="checkbox"/> 多摩丘陵を構成するまとまりのある樹林地については、様々な手法を活用した特別緑地保全地区等の指定、緑地保全協定の締結等様々な手法を活用した保全に努める。 <input type="checkbox"/> 環境保全型農業の推進、市民農園の設置等により、農地が残され、農業が活性化するよう努める。 <input type="checkbox"/> 早野、黒川等の農地を保全するため、農業基盤の強化や自立型農業の振興、農業後継者の育成等に努める。 <input type="checkbox"/> 多摩川やニヶ領用水、平瀬川、麻生川等は市民が景観や自然を楽しむことができるような親水化や、多様な生物の生息環境や自然浄化機能に配慮した護岸形態等の改善、整備に努める。 <input type="checkbox"/> 湧水、谷戸、雑木林、河川敷等の多様な生物の生息地の保全、必要な維持管理に努める。 <input type="checkbox"/> 開発事業に当たっては、自然面の保全、調整池の設置や雨水貯留、雨水浸透システムの導入等、水循環構造の保全に努める。 <input type="checkbox"/> 影向寺、等覚院、王禅寺、下麻生不動院等の由緒ある寺社や小沢城址、古墳等の歴史的文化的遺産については、適切に保全する。 <input type="checkbox"/> 住民の発意による地区計画等を活用した土地利用のルールづくりを支援し、良好な住環境の維持・向上・改善等に努める。
<b>安心して健康に暮らせるまち</b> ～利用しやすい公共交通体系の整備と利用の促進～	
	<input type="checkbox"/> 鉄道の利便性をより一層向上するよう努める。 <input type="checkbox"/> 住民へのバス利用促進に向けた意識啓発やバスを利用しやすい仕組みづくり（環境定期券等）に努める。 <input type="checkbox"/> 通勤・通学や買い物等におけるマイカー利用を抑制するため、住宅地と鉄道駅等を結ぶバス路線の充実やバス交通の定時運行の確保に努める。 <input type="checkbox"/> 地域住民が主体となったコミュニティ交通の導入の支援に努める。 <input type="checkbox"/> ニヶ領用水、三沢川等の水質汚濁を改善するため、下水道整備の推進と早期接続に努める。

	<p>□工場・事業場等において、化学物質の適正管理の促進に努めるとともに、事業所、市民、行政間のリスクコミュニケーションを推進し、化学物質による環境リスクの低減に努める。</p>
<p><b>環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまち</b>          ～企業や大学・研究機関等と連携した環境に配慮した産業活動の推進～</p>	
	<p>□環境技術の研究・開発及び普及に向けた取組の支援に努める。          □企業や大学・研究機関等との交流の促進に努める。</p>
<p><b>多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまち</b>          ～多様な主体や世代の参加による自然を活用した環境保全活動の推進～</p>	
	<p>□自然環境資源を活かした環境学習の場の提供に努める。          □地域と農業者の協力による地場農作物の地域内消費の促進に努める。          □里山ボランティア等、市民との協働により自然的環境の維持管理に努める。</p>



### 3 主体別環境配慮指針

主体別環境配慮指針は、市民、事業者及び市が環境基本条例に掲げる責務のもと、めざすべき環境像の実現に向けて、自らの行動や生活を通じ、それぞれの立場で環境に配慮すべき事項を明らかにするものです。

環境基本条例では市民、事業者及び市の責務を次のように定めています。

**市民の責務：**市民は、良好な環境の保全及び創造に主体的に取り組み、自らの生活行動が環境を損なうことのないよう努めるとともに、市の環境施策の推進に積極的に参画し、協力しなければならない。

**事業者の責務：**事業者は、自らの活動が環境に影響を与えている立場を自覚し、環境汚染の防止並びに良好な環境の保全及び創造に努め、市の規制及び指導を遵守するとともに、市の環境施策に積極的に協力しなければならない。

**市の責務：**市は、市の施策を実施するに当たっては、環境への影響を配慮し、市民の意見を尊重して、良好な環境の保全及び創造に努めなければならない。

なお、「第5章 重点分野」では、重点分野の課題解決に向けて、多様な主体が協働して取り組むことでより大きな効果が期待される環境配慮の例を、この章に示す環境配慮事項を参考に、「市民に求められる取組例」、「事業者に求められる取組例」として示しています。

## (1)市民の環境配慮指針

今日我々は地球温暖化問題をはじめ、廃棄物や緑、公害など様々な分野における環境問題を抱えています。

これらの問題に対する取組として、本計画では、めざすべき環境像として「環境を守り自然と調和した活気あふれる持続可能な市民都市かわさき」を掲げ、目標や施策を示していますが、解決に向けては、なにより市民一人ひとりが、環境のために自らが取るべき行動について理解を深め、環境にやさしいライフスタイルを確立し、実践することが不可欠となります。

ここでは市民の立場で行う環境配慮事項の例について、「6つのまちの姿」及び環境要素（第3章、第4章参照）ごとに示します。

### 市民の環境配慮事項の例

地域から地球環境の保全に取り組むまち	
地球環境・エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>電気、水道、ガス等の使用量の削減に努める。</li> <li><input type="checkbox"/>住宅建築時には天然素材の使用、断熱材や複層ガラスなどによる高い断熱性の確保や太陽光を取り入れる設計など、環境共生型の住宅づくりを検討する。</li> <li><input type="checkbox"/>太陽光発電施設や太陽熱温水器等の導入による再生可能エネルギー源を積極的に活用するよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/>省エネルギー型の電気製品、ガス器具等を選択するよう心がける。</li> <li><input type="checkbox"/>冷暖房機器は適温（冷房時 28℃、暖房時 20℃）に設定するよう心がける。</li> <li><input type="checkbox"/>オゾン層の保護、酸性雨の防止、森林の保全等の地球環境問題への知識を深め、日常生活を送る上で心がける。</li> <li><input type="checkbox"/>誰もいない部屋の消灯や使用していない家電製品の電源オフ、長期間使用しない家電製品の電源プラグを抜くなど、電気消費量の抑制を心がける。</li> <li><input type="checkbox"/>省エネルギー型の自動販売機の利用を心がける。</li> </ul>
都市気温	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>庭やベランダ、屋上や壁面等を利用した緑化を心がける。</li> </ul>
環境にやさしい循環型社会が営まれるまち	
資源・廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>商品を購入する際、無駄なものの購入は控え、できるだけ長年にわたって使用できる商品を選択するよう心がける。</li> <li><input type="checkbox"/>使い捨て商品の使用を控え、再生品や詰め替え製品を優先的に使用するよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/>買い物袋（マイバッグ）を持参し、適正包装に協力するとともに、ポリ袋の使用削減を心がける。</li> <li><input type="checkbox"/>生ごみはコンポスト化容器や生ごみ処理機を使用すること等により、生ごみの減量化を心がける。</li> <li><input type="checkbox"/>リユース食器やマイカップなどを積極的に利用するよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/>不用品はフリーマーケットに出すなど、再使用の促進に努める。</li> <li><input type="checkbox"/>地域での資源集団回収等のリサイクル活動やごみ集積所の環境美化に積極的に参加するよう心がける。</li> <li><input type="checkbox"/>資源の有効利用となるため、空き缶、空き瓶、ペットボトル、ミックスペーパー、乾電池等は適正な分別収集に協力する。</li> <li><input type="checkbox"/>家電製品や自動車、パソコン等については、各製品の廃棄に関する法律やルールに基づき、適切に廃棄する。</li> </ul>

多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち	
緑	<input type="checkbox"/> 保全された緑地の緑の保全・再生・育成・管理活動への参加を心がける。 <input type="checkbox"/> 樹林地や農地、川等の身近な自然の観察活動や保全活動への積極的な参加を心がける。 <input type="checkbox"/> 身近な公園の管理運営活動や緑の愛護活動への参加を心がける。 <input type="checkbox"/> 街路樹や公園緑地等の身近な緑の維持管理活動への協力を心がける。 <input type="checkbox"/> 緑の保全や公園緑地の整備に関する各種計画づくりへの参画を心がける。 <input type="checkbox"/> 緑の人材育成の講座等への参加を心がける。
水循環	<input type="checkbox"/> 雨水を貯留し、散水、洗車等に活用するよう心がける。また、雨水浸透ます等の設置により雨水をできるだけ地下に浸透させるよう心がける。 <input type="checkbox"/> 節水コマの利用やお風呂の残り湯や雨水の活用など、水の使用量の削減を心がける。
水辺	<input type="checkbox"/> 川辺のクリーン活動などへの積極的な参加を心がける。
生物	<input type="checkbox"/> 緑化の際にはできるだけ郷土種を利用する等、生態系に配慮する。
アメニティ 都市	<input type="checkbox"/> 歴史的文化的遺産の保全・活用等、良好なまちなみを形成するための活動への参加を心がける。 <input type="checkbox"/> 市内の歴史的文化的遺産についての理解を深め、その保全・活用への協力を心がける。 <input type="checkbox"/> 地域の美化活動への積極的な参加を心がける。 <input type="checkbox"/> ペットを飼う際は、隣人や周辺地域に配慮する。
安心して健康に暮らせるまち	
大気	<input type="checkbox"/> 移動の際、できるだけ自家用車の使用を控え公共交通機関や自転車等を利用するよう心がける。 <input type="checkbox"/> 自動車を購入する時は、低公害・低燃費車を購入するよう心がけ、古い車は早期に買い換えるよう心がける。 <input type="checkbox"/> 自動車を運転するときは、急発進、急加速、空ぶかし等を止め、燃料の消費の少ないエコドライブの実施を心がける。 <input type="checkbox"/> 市や事業者が行う自動車交通対策への協力を努める。
水	<input type="checkbox"/> 台所では、油や調理くずは流さないようにし、食器の汚れ等は紙でふきとってから洗う等、水を汚さないよう心がける。 <input type="checkbox"/> 下水道整備区域では、下水道への接続をすみやかに行うよう努める。
土	<input type="checkbox"/> 家庭菜園をする場合、肥料・農薬による周囲への影響に配慮し、適切に使用するよう努める。
化学物質	<input type="checkbox"/> 化学物質に関する正しい知識を身につけるよう努め、環境に配慮した商品・サービスを選択し、市民生活から排出される化学物質をできるだけ減らすよう心がける。 <input type="checkbox"/> 台所や洗濯等で使用する洗剤は、適量を使用するよう心がける。 <input type="checkbox"/> 周辺の事業所の行うリスクコミュニケーション事業への参加、リスク削減にむけた協働への参画を心がける。
騒音 振動	<input type="checkbox"/> 近隣関係を豊かにし、お互いに生活騒音等で迷惑をかけないよう配慮する。
建物 影響	<input type="checkbox"/> 家など建物を建てる時は、隣人や地域に迷惑のかからない構造にするよう心がける。

環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまち	
全 般	<input type="checkbox"/> 環境技術の集積をもつ企業・研究機関等との協働による環境保全活動への積極的な参加を心がける。 <input type="checkbox"/> 商品を購入する際、環境への負荷の少ない商品を購入するよう心がける。 <input type="checkbox"/> グリーン購入を心がけ、環境に配慮した商品・サービスを扱う事業者の積極的な支援を心がける。 <input type="checkbox"/> 日常の暮らしは、開発途上国の資源・エネルギーに大きく依存していることを認識し、これらの国々の環境問題に関心を深めるよう心がける。
多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまち	
全 般	<input type="checkbox"/> 一人ひとりが身近な環境や歴史・文化、環境問題に対し関心を持ち、学ぶよう心がける。 <input type="checkbox"/> 環境教育や環境学習の場に積極的に参加し、環境問題についての理解を心がける。 <input type="checkbox"/> 身近な環境や環境問題について学んだことや考えたことについて家族や地域、学校等で積極的に話し合うよう心がける。 <input type="checkbox"/> 環境に配慮したライフスタイルを実践するとともに、地域の様々な活動への積極的な参加を心がける。 <input type="checkbox"/> 地域コミュニティなどにおける身近な環境美化、緑化、資源集団回収などへの参加を心がける。 <input type="checkbox"/> 関心のあるテーマでの環境保全の活動や団体への積極的な参加を心がける。 <input type="checkbox"/> 様々な媒体を通じて環境に関する情報を積極的に収集するとともに、市の環境施策についての理解、協力を心がける。

環境配慮についての実践を進めるために…

良好な環境の保全や創造に当たっては、市民一人ひとりが、自分に合った環境にやさしいライフスタイルを考え、実践することが望めます。

このため、この環境配慮指針の周知に努めるとともに、一定期間の経過後、指針が市民の環境配慮の実践にどのように活かされているかについて、市民アンケートなどにより把握し、必要に応じて本指針の一層の周知に努めます。

## (2)事業者の環境配慮指針

今日の環境問題への意識の高まりの中で、事業者は、地域社会の一員として、自らの事業活動における環境保全の理念とルールをもち、地域の環境資源の保全等に積極的に取り組むことが求められます。

ここでは、各事業に共通する配慮事項と、主要な業種の事業活動における配慮事項に分けて配慮事項の例を示します。

### 事業者の環境配慮事項の例

#### 《各業種に共通する環境配慮事項》

##### 基本的な環境配慮事項

各業種に共通する基本的な環境配慮事項を示します。

- 経営者は、環境問題に係る事業者の社会的責任を自覚し、自らの行動をもって範を示すよう努める。
- 環境への負荷を低減するため、事業内容、事業所の形態等に応じた環境管理システムの導入等に努める。
- 環境報告書等の作成により、環境に関するデータ、取組等に関して広く情報提供に努める。
- 消費行動に影響を与える広告宣伝は、環境の視点を考慮した内容とし、環境配慮型の製品・サービスについて、環境ラベル等による情報提供に努める。
- 地域への環境負荷低減等について明確に目標を定め、社員一人ひとりに認識させた上で、目標達成のための行動に努める。
- 事業所周辺の環境や歴史等を含め自らの事業活動やそれに伴う環境負荷等について正しく認識するよう努める。
- 関連企業に環境保全や環境への負荷の低減を呼びかけるよう努める。

##### 具体的な環境配慮事項

各業種に共通する環境配慮事項について、6つのまちの姿ごとに具体的に示します。

##### 地域から地球環境の保全に取り組むまち

- 太陽光、風力、バイオマス等の再生可能エネルギー源を積極的に導入するよう努める。
- エンジン排熱などの未利用エネルギーの有効活用に努める。
- 業務用施設、空調、ボイラー等は、省エネルギー型の設備を導入するよう努め、適正な維持管理に努める。
- 空調の適正な温度設定(冷房時 28℃、暖房時 20℃)や、区域・時間帯別運転、建物の断熱性の向上など、空調設備の省エネルギーに努める。
- 建築物環境配慮制度の積極的な活用に努める。
- 使用していない OA 機器や電気製品、照明等は消すなど省エネルギーに努めるとともに、それらの機器の導入・入替時には環境への負荷の少ないものの導入に努める。
- 製品等の研究開発、設計段階において、その製品等が流通、消費、廃棄等で環境に与える影響を評価するライフサイクルアセスメント(LCA)を自ら実施し、環境への負荷の低減、省資源・省エネルギー、リサイクル等に資するよう努める。

## 環境にやさしい循環型社会が営まれるまち

- 廃棄物の発生抑制、循環資源の再使用・再生利用、熱回収に努めるとともに、マニフェスト制度を遵守し、適切な処理・処分に努める。
- 使い捨て製品の製造販売や過剰包装を自粛し、長期間使用できる製品やリサイクルが容易な製品など、環境への負荷が少ない製品の製造・販売、利用に努める。
- 水、洗剤、溶剤等は、省資源の観点から減量化に努める。
- 不要となった事務機器などの再使用に努める。
- 資源物のリサイクルや資源の有効利用に努める。
- 事業所内での生ごみ、空き缶、空きびん、ペットボトルなどの分別排出に努める。
- 事業活動に伴って発生する廃棄物について、自らの責任による適正処理に努める。
- 廃棄物の処理、処分は、設備の規模、能力を考慮した適正な対応に努める。

## 多様な緑と水がつながり、快適な生活空間が広がるまち

- 工場等の敷地や建物は、周辺環境との調和を図るとともに、敷地内の緑地確保、屋上緑化や壁面緑化に努める。また、緑地確保や緑化に当たっては、生物の生息空間としての機能にも留意する。
- 緑化に関する協定の締結や保全緑地の維持活動への参加など、市が実施する緑化推進への積極的な参加に努める。
- 施設や敷地内に雨水利用システム、中水道システムの導入に努める。

## 安心して健康に暮らせるまち

- 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく指定事業所においては、環境配慮書の作成や環境負荷低減行動計画の策定とその実施に向けた取り組み、環境行動事業所としての認定を受けるよう努める。また、指定事業所以外の事業所においても、事業内容に応じた具体的な環境行動指針を作成し、環境保全に努める。
- 製品購入や業者への注文の際には、VOC 排出量の少ない製品や方法を優先的に選択する。
- 物品の一括購入、原材料、部品の適正管理を進めるとともに、共同輸配送等による輸送効率の向上等の物流の合理化やモーダルシフトに努める。
- 自動車の導入・入替に当たっては、九都県市指定低公害車等や低公害・低燃費車を選ぶように努めるとともに、自動車の適正整備に積極的に取り組むよう努める。
- 駐停車時におけるアイドリングストップの推進、エコドライブの実施等に積極的に取り組むよう努める。
- 自動車の相乗りや公共交通機関の積極的な利用等、交通需要管理施策の推進に協力するよう努める。
- 運送委託事業者等に対し環境に配慮した運搬(エコ運搬)の実施を要請し、市内におけるエコドライブ実施率や低公害、低燃費車の利用の向上に努める。
- 化学物質の取扱工程に応じて、代替物質への転換や排出防止施設の設置などの各種対策の中から、効果的にリスクを低減させる対策を検討し、優先的に実施する。
- 周辺住民に対し、工場・事業場で取り扱う化学物質のリスクに関する情報を提供し、リスクコミュニケーションに努める。
- 工場・事業場から排出される化学物質が周辺に与えている環境リスクを把握するとともに、環境リスクの低減に努める。

<b>環境に配慮した産業の活気があふれ、国際貢献するまち</b>	
	<input type="checkbox"/> 環境関連の技術や製品の開発に努める。 <input type="checkbox"/> 環境技術研修生受け入れや指導者派遣など、環境技術の海外移転による国際貢献活動を積極的に実施するよう努める。
<b>多様な主体や世代が協働して環境保全に取り組むまち</b>	
	<input type="checkbox"/> 社内での環境教育・学習の機会や地域住民との協働による環境保全活動の機会づくりに努める。 <input type="checkbox"/> 社内における環境教育・環境学習の取組について社員の家族や地域に理解を求めるとともに、様々な媒体を通じて積極的に情報発信するよう努める。 <input type="checkbox"/> 社員のボランティア活動等を推奨するとともに、積極的に活動する社員の支援・評価に努める。 <input type="checkbox"/> 市の実施する環境施策や市民の実施する環境保全活動に対する理解に努める。 <input type="checkbox"/> 地域で実施する環境保全活動等に積極的に参加するとともに、その活動の支援に努める。 <input type="checkbox"/> 環境保全に関わる事業者の団体やネットワークに参加するよう努める。

## 《業種別の環境配慮事項》

農 業	
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 市域北部の農地や市街化区域内の生産緑地等を貴重な緑として維持するため、市とともに農業基盤の強化や自立型農業の振興、後継者の育成等に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 化学肥料や農薬をできるだけ使用しない環境保全型農業に取り組むとともに、市民との協力により地場農産物の地域内消費(地産地消)の拡大に努める。</li> </ul>
建 設 業	
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 熱帯材は、できるだけ使用しないよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 建設廃材及び残土は、減量化、再利用、適正処理に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 建設資材は、再生品や再利用の可能なものを使用するよう努め、シックハウスの原因となる化学物質を多く含むものは使用しないよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 樹林地、水辺地等の保全に配慮し、生物の生息環境や生態系への影響を最小限にとどめるよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 雨水貯留施設や雨水浸透施設の導入を図り、適正な水循環構造の保全に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 周辺の環境と調和のとれた設計、デザイン、色彩を採用する等、良好な景観の創出に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 駐停車時におけるアイドリングストップ等のエコドライブに努めるとともに、車両の集中的な使用は控える。</li> <li><input type="checkbox"/> 建設機械や工事用車両による大気汚染、騒音、振動等、周辺に著しい影響を与えないよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 地下水の過剰な汲み上げの抑制に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 運送委託事業者に対し環境に配慮した運搬(エコ運搬)の実施を要請し、市内におけるエコドライブ実施率や低公害、低燃費車の利用の向上に努める。</li> </ul>
製 造 業	
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 温暖化物質の排出を抑制するため、燃料の燃焼の合理化、加熱・冷却・伝熱等の合理化、放射・伝導等による熱の損失の防止、排熱の回収利用等、設備の効率的使用に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 家電製品をはじめ、使用済製品の回収体制の整備を進め、部品の再使用に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 省資源・省エネルギーの観点から生産工程を点検し、原材料の減量化、冷却水の循環利用、再利用及び再生利用が可能な資材の活用等に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 窒素酸化物(NOx)等の排出量が少ない環境性能に優れた燃焼施設の導入促進に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 生産工程において、大気汚染、水質汚濁、騒音等に関する自主的な管理目標を設定するとともに、定期的な測定調査を行う等、適正管理に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 運送委託事業者に対し環境に配慮した運搬(エコ運搬)の実施を要請し、市内におけるエコドライブ実施率や低公害、低燃費車の利用の向上に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 原材料、製品等の輸送手段は、鉄道、船舶の利用を拡大するよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 生産工程で使用する化学物質による環境汚染を未然に防止するため、化学物質の管理に関する内容を定めた自主管理マニュアルを作成する等、適正管理に努める。</li> </ul>
運 輸 ・ 通 信 業	
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 梱包材等に使用する資材の発生抑制、再利用及び再生利用に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 物流施設へ出入りする自動車は、大気汚染、騒音、振動等、周辺環境に影響を及ぼさないよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 荷主と荷受け側との連携を進め、共同輸配送を推進する等、物流の合理化に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 環境への負荷の少ない方法による運転、最短走行ルートを選択等に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 業務用車両には、九都県市指定低公害車を導入するよう努めるとともに、古い自動車については、最新規制適合車に早期に買い換えるよう努める。</li> </ul>



卸売業・小売業・飲食店	
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> エコマーク商品等、環境にやさしい商品、地場産商品等の購入に努めるとともに、これらの商品の情報を市民に広く提供するよう販売コーナーの設置等に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 宣伝用チラシ等は再生紙の利用に努めるとともに、商品の簡易包装や梱包材等の減量化に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 飲食店、スーパー等で発生する生ごみ等の資源を有効に活用するよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/> トレーや牛乳パック等の回収ボックスを設置するなど、地域における資源循環の取組に協力する。</li> <li><input type="checkbox"/> 看板、広告塔等の設置に当たっては、必要以上に数を増やすことは避け、集約化し、統一的なデザインとなるよう努めるとともに、周辺の景観と調和するよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/> ネオンサインや夜間照明は、時間制限等を行ない、光害の防止や省資源・省エネルギーの徹底に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> カラオケ騒音等を防止するため、店舗の構造、設計に配慮する。</li> <li><input type="checkbox"/> 自動車による騒音や排出ガスによる大気汚染を軽減するため、駐車場の設計、配置等に努めるほか、周辺道路における渋滞対策にも努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 製造業者、運送業者等との連携を強化し、共同配送の推進等、物流の合理化に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 駐停車時におけるアイドリングストップ等のエコドライブの徹底に努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 運送委託事業者等に対し環境に配慮した運搬(エコ運搬)の実施を要請し、市内におけるエコドライブ実施率や低公害、低燃費車の利用の向上に努める。</li> </ul>
その他の産業	
	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 宣伝用のチラシやパンフレット等は、極力少なくするとともに、再生紙を利用するよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 看板、広告塔等の設置に当たっては、必要以上に数を増やすことは避け、集約化し、統一的なデザインとなるよう努めるとともに、周辺の景観と調和するよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 使用する溶剤は、環境への負荷の少ないものへ転換するよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 研究機関等では、化学物質について保管、使用等の各段階で適正な自主管理を徹底するよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 化学物質の廃棄に際しては、物質の性状に応じた適切な処理・処分を行うよう努める。</li> <li><input type="checkbox"/> 運送委託事業者等に対し環境に配慮した運搬(エコ運搬)の実施を要請し、市内におけるエコドライブ実施率や低公害、低燃費車の利用の向上に努める。</li> </ul>

### (3)市の環境配慮指針

市は、環境基本条例に規定する環境政策の理念と原則に基づき、すべての施策において環境政策を基底とすることが求められます。また、市は、市内最大の事業者の一つであり、その活動は、エネルギーの利用、各種資源の消費、廃棄物の排出、水資源の利用、さらに自然環境の改変等、様々な側面において、地域環境に大きな影響を及ぼしています。このため、事業活動の主体として、市民及び事業者にも率先して自ら積極的に環境に配慮することが求められます。

市では、率先して計画的に環境保全活動を推進することを目的として、活動の対象、目標、具体的取組等を明らかにした「川崎市役所環境管理システム(エコオフィス計画)」を策定し、1999年4月から実施しています。

#### 市の環境配慮事項の例

##### 《職員の行動に伴う環境配慮事項》

職員は日常業務において積極的に環境に配慮するほか、市民、事業者とともに環境に配慮して考え、行動することが求められます。

ここでは、職員の意識や行動を環境に配慮したものとするための環境配慮事項の例を示します。

##### 市が行う契約及び物品やサービスの購入に当たっての環境配慮

物品購入時には、資源やエネルギー消費の少ない製品、繰り返し使用できる製品、修理や部品交換等により長期間使用が可能な製品、部品の再利用や再生材が多く利用されている製品を選択するとともに、過剰包装を排除する等、環境への負荷の低減に資する取組(グリーン購入)を推進することが必要です。

また、契約の段階において、環境負荷の低減に配慮することにより、温室効果ガス等の排出の削減を図ることも、大変重要です。

川崎市では、「国等における環境物品等の調達に関する法律(グリーン購入法)」に基づき、市のグリーン購入対象品目及び当該品目の調達目標等を定めた「川崎市グリーン購入推進方針」を2002年7月に策定し、グリーン購入の推進に努めており、国の基本方針が毎年度見直されることに併せ、推進方針の見直しを行っています。また、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進を目的とした「川崎市環境配慮契約推進方針」を2010年に策定し、電力供給、自動車購入、省エネルギー改修及び建築物に関する契約を重点的に配慮すべき契約として温室効果ガス等の削減を図るとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献することを目指します。

次にこれらに関する具体的な環境配慮事項の例を示します。

- 紙類は古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ、間伐材パルプ割合が高く、白色度及び秤量を加えた評価が高い製品を購入する。
- 印刷物については、可能な限り表面塗工量の少ない用紙又は非塗工用紙を使用する。
- 木質製品は、間伐材、端材等の木材が使用されているものを購入する。

<p><input type="checkbox"/>衣類、繊維製品については、再生 PET 樹脂から得られるポリエステル、または植物を原料とし環境負荷低減効果が確認された合成繊維が使用されている製品を購入する。</p> <p><input type="checkbox"/>プラスチック製品類は、再生プラスチックが使用されている製品を購入する。</p> <p><input type="checkbox"/>OA 機器、家電製品、照明器具等はエネルギー消費効率のよい製品や、省エネルギー機能のある製品を購入する。</p> <p><input type="checkbox"/>エアゾール製品の購入に当たっては、代替フロンが使用されていない製品を選択する。</p> <p><input type="checkbox"/>太陽光発電システム等再生可能エネルギー源を利用した設備の導入のほか、ESCO 事業の導入に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>低 NOx、省エネルギー型燃焼機器を積極的に導入する。</p> <p><input type="checkbox"/>庁舎等において購入する電力は、環境に配慮した電気事業者から購入する。</p> <p><input type="checkbox"/>役務やサービスを受ける際にも、請負業者等に対し環境配慮型製品を購入し、使用するよう要請する。</p> <p><input type="checkbox"/>製品購入や業者への注文の際には、VOC 排出量の少ない製品や方法を優先的に選択する。</p> <p><input type="checkbox"/>車両については、ライフサイクルコスト等を考慮した自動車の車種の選定を検討するとともに、低公害・低燃費車や九都県市指定低公害車の計画的な購入を推進する。</p> <p><input type="checkbox"/>納入業者に対し、物品納入時に環境への負荷の少ない車両を使用し、エコドライブを実施するよう要請する。</p>
--

#### 製品・資源の使用に当たっての環境配慮

電気、ガス及び自動車燃料を使用段階において抑制することは、温室効果ガスの排出量の抑制につながることから、庁舎等で使用する電気、ガス及び自動車燃料の使用量の削減に努めることが必要です。

次にこれらに関する具体的な環境配慮事項の例を示します。

<p><input type="checkbox"/>昼休みや時間外勤務時において、不要な照明の消灯を徹底する。</p> <p><input type="checkbox"/>OA 機器及び家電製品等の不要時の電源オフや待機電力オフに努める。</p> <p><input type="checkbox"/>冷暖房設定温度の適正化(暖房 19℃、冷房 28℃)を実施する。</p> <p><input type="checkbox"/>上水は、取水から使用までの過程において大量のエネルギーを消費することから、日常の節水行動を徹底する。</p> <p><input type="checkbox"/>両面コピーの徹底や縮小コピーの効果的使用を図る。</p> <p><input type="checkbox"/>裏紙やミスコピー用紙の再利用を徹底する。</p> <p><input type="checkbox"/>使用済みの封筒の再利用を徹底する。</p> <p><input type="checkbox"/>通勤及び出張等に当たっては、公共交通機関を利用するよう努める。</p> <p><input type="checkbox"/>ディーゼル車の最新規制適合車への代替を図る。</p> <p><input type="checkbox"/>公用車の使用に関しては、不要・不急の使用を控える等その使用をできる限り抑制するとともに、駐停車時には不要なアイドリングを止めるなどエコドライブに取り組み、大気汚染物質の排出抑制に努める。</p> <p><input type="checkbox"/>急発進、急加速、空ぶかしを自粛するとともに、経済的で環境にも配慮したエコドライブに努める。</p>
---

### 廃棄に当たっての環境配慮

庁舎から排出される廃棄物の削減、資源化・リサイクルの推進、廃棄物の適正管理を推進するとともに、事業者との委託契約時に廃棄物の減量とリサイクルへの配慮を促すことが必要です。次にこれらに関する具体的な環境配慮事項の例を示します。

- 事務手続きの効率化を図り、紙類の使用量を削減し、紙ごみの発生を抑制する。
- 簡易包装製品や詰め替え可能製品等、容器包装に配慮した製品を購入する。
- 古紙等の分別排出を徹底し、用紙類の資源化・リサイクルに努める。
- 庁舎等から排出される飲料容器の回収に努める。
- 委託業者や関連する市民団体等へ廃棄物の減量とリサイクルの趣旨を徹底する。

### 職員への環境意識の普及啓発

すべての職員が環境について理解し、日常活動の中で環境に配慮した行動を行うためには職員の環境意識や知識の向上が不可欠であることから、職員が環境保全活動に参加しやすい体制や職場環境の整備が必要です。

次にこれらに関する具体的な環境配慮事項の例を示します。

- 資源集団回収や清掃活動等の地域活動に参加するとともに、環境配慮の普及啓発に努める。
- 環境に関する研修、シンポジウム等に積極的に参加し、意識の向上に努める。
- 委託・請負業者に対し、環境に関する研修や講演会等、環境に関する情報の提供を行う。

## 《行政活動に伴う環境配慮事項》

市の行政活動や事業の遂行のあり方は、行政分野ごとにそれぞれ特徴を有しています。

ここでは、各分野別の事務事業がより環境に配慮され、環境にやさしいものとするための配慮事項の例を示します。

### 《総務・管理部門》

全体に共通した事務管理、施設の運営管理に係る分野の環境配慮事項を示します。

- 庁舎の冷暖房温度(暖房温度 19 度、冷房温度 28 度)を実施する。
- 物品、備品等は、環境配慮型製品等を購入する。
- 庁舎等の建設に当たっては、建築物の断熱化を図るとともに、省エネルギー型の空調設備の採用、効率的なエネルギー利用が可能となるシステムの導入、再生可能エネルギー源の利用促進等、更なる省エネルギー対策の充実に努める。
- 庁舎等の維持管理に当たっては、ESCO 事業の導入について検討するなど、省エネルギーの推進に努める。
- 庁舎等において購入する電力は、環境に配慮した電気事業者から購入する。
- 設備の適切な維持管理により節水に努める。
- 不要となった備品類は、他の部門での再利用に努める。
- 職員に貸与する被服等は、再利用、再生利用に努める。
- ごみの分別排出を徹底するとともに、乾電池、空き缶、空き瓶、ペットボトル等のリサイクル率の向上に努める。
- 施設はできる限り敷地内の緑化のほか、屋上緑化、壁面緑化に努める。
- ボイラー等の燃焼施設等では良質燃料を使用することなどに努める。
- 公用車の購入に際して、ライフサイクルコスト等を考慮した自動車の車種の選定を検討するとともに、低公害・低燃費車や九都県市指定低公害車の計画的な導入を推進する。
- 公共用地や公共施設の管理に当たり、農薬等の薬剤の使用を可能な限り削減し、又はより安全な代替手法を導入する。
- 職員の環境意識を向上させるため、研修会や講習会等に環境保全に関するプログラムを取り入れるなど環境保全、省資源、省エネルギー意識の普及啓発に努める。

### 《市民生活部門》

市民生活に関連する消費生活、衛生、廃棄物、福祉、消防等に係る分野の主な環境配慮事項を示します。

- 市民利用施設や区役所等で、雨水利用システム、中水道システムの導入やソーラーシステム、省エネルギー型施設等の採用を推進する。
- ごみ処理施設の ISO14001 規格の自己適合維持による環境負荷の低減に努める。
- ごみ収集車等に、最新規制適合車等の低公害車の導入を推進する。
- 化学物質に関する正しい知識を身に付け、市民生活から排出される化学物質が削減されるよう情報の提供に努める。
- 広報紙等で、環境保全、省資源・省エネルギーに関して継続的に周知する。
- 環境にやさしい市民のライフスタイルの変革を呼びかける。
- リサイクル活動や環境保全活動の活性化に努める。

### 《都市施設部門》

道路、河川、公園、住宅、港湾、区画整理、再開発等の都市基盤施設整備に係る分野の主な配慮事項を示します。なお、交通施設整備、河川改修、公園整備、住宅系開発、港湾整備等の各事業に当たって配慮すべき事項は、「事業別環境配慮指針」に示します。

- 一旦建設された建築物は長期間使用することから、設計・施行段階から節水や省エネルギー対策等の環境配慮を行い、その使用に当たって環境負荷の軽減を行う。
- 開発指導において、地球環境の保全やヒートアイランド防止等の視点を取り入れる。
- 建設資材は、再生品や長期使用型の資材を利用するよう努める。
- 土木工事や建築物の解体時には、コンクリート塊等の大量の建設廃棄物が発生することから、設計段階より建設廃棄物の発生の抑制を考慮した計画を策定したり、再利用の促進等に努める。

### 《産業育成部門》

地域産業の育成に係る分野の主な環境配慮事項を示します。

- エネルギー効率の高い設備や省エネルギー型施設の設置をするよう啓発を行う。
- 商店等で環境配慮型製品等を取り扱うように呼びかける。
- 産業活動における資源の有効利用、廃棄物の減量化や再使用及び再生利用、使用済み製品の回収体制の整備の啓発に努める。
- 水循環の保全のため、事業者には雨水の積極的利用、地下浸透の指導に努める。
- 建築物の建設に当たっては、周辺の環境や都市景観に配慮し、良好なまちなみを創出するよう啓発に努める。
- 自動車の適正使用、「川崎市交通環境配慮行動メニュー」の遵守について啓発を行う。
- 工場・事業場に対して、化学物質の適正管理を徹底し、市民、行政とのリスクコミュニケーションの推進に努める。
- 環境に配慮した産業活動が行われるように事業者の啓発に努める。
- 市内企業に対し環境技術の開発支援を行うとともに、環境技術の海外移転を通じて、国際貢献を行う。
- 商店等で環境配慮型のイベント等を実施する場合、支援を行う。

### 《教育部門》

社会教育、学校教育に係る分野の主な環境配慮事項を示します。

- 自然や生き物とのふれあいの場の整備に努める。
- 図書館や市民館、学校等への来訪者に対しては、公共交通機関の利用を呼びかける。
- 環境教育等を通じて環境意識の普及を図る。
- 小学校、中学校における、環境教育の充実に努める。
- 各種講座で環境をテーマとした企画の実施に努める。

## 《公営企業部門》

水道、工業用水道、下水道、交通事業の公営企業に係る分野の主な環境配慮事項を示します。なお、水道及び工業用水道施設整備、下水道施設整備に当たって配慮すべき事項は、「事業別環境配慮指針」に示します。

- 水道工事、下水道工事で長期使用型の資材、物品や再生品を使用する。
- 浄水場、水処理センター、交通施設等での緑化を推進する。
- 処理場等の多目的利用を推進する。
- バス等のディーゼル車については、最新規制適合車等の低公害車の導入を推進する。

## 4 事業別環境配慮指針

### (1) 事業別環境配慮指針の基本的な考え方

地域の優れた環境資源を将来にわたって保全し、良好な環境を創造していくためには、事業の特性や計画の熟度、環境特性に応じて適切な環境配慮を行うことが重要です。

事業別環境配慮指針は、前述の環境配慮を担保するため、原則として、すべての開発事業や施設整備（以下、単に「事業」という。）を行う上で、広域的、複合的な影響を含めて、事業の実施に伴う環境への影響を未然に防止するとともに、良好な生活環境を創造するよう、環境に配慮すべき事項の例を示すものです。

事業を実施する者は、事業の基本構想、基本計画、実施計画及び実施の各段階において、事業や地域の特性に応じて、この指針に示す環境への配慮事項や環境関連施策（指針、計画等）を組み込むことにより、適切な環境配慮を行う必要があります。

事業を実施する者に求められる環境への配慮には、計画段階における環境配慮と事業実施段階における環境配慮があります。川崎市環境影響評価に関する条例に基づく、環境影響評価は、事業実施段階における環境配慮となりますが、この事業別環境配慮指針は、事業を実施するすべての者が事業の基本構想や基本計画等の段階から事業の工事・実施までの各段階に対応した環境配慮事項の例を示しています。

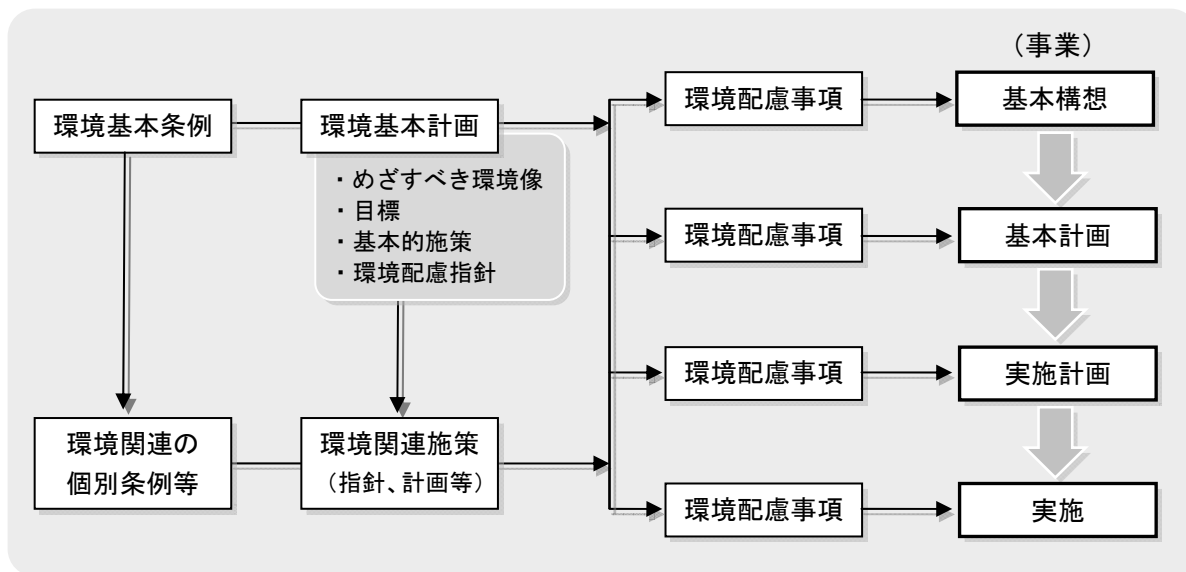


図7-1 計画策定段階と環境配慮の関係



## (2) 地域環境特性の把握

事業に組み込むべき環境配慮は、次の図に示すように、その事業が周辺の地域環境に影響を及ぼす側面から抽出する場合（影響対応型の環境配慮）と周辺地域の環境特性から事業が制約を受ける場合（制約要因型の環境配慮）の二つの側面があります。

いずれの場合も、事前に地域の環境特性を十分に把握しておくことが必要であり、このことにより環境に配慮すべき事項が明らかとなります。

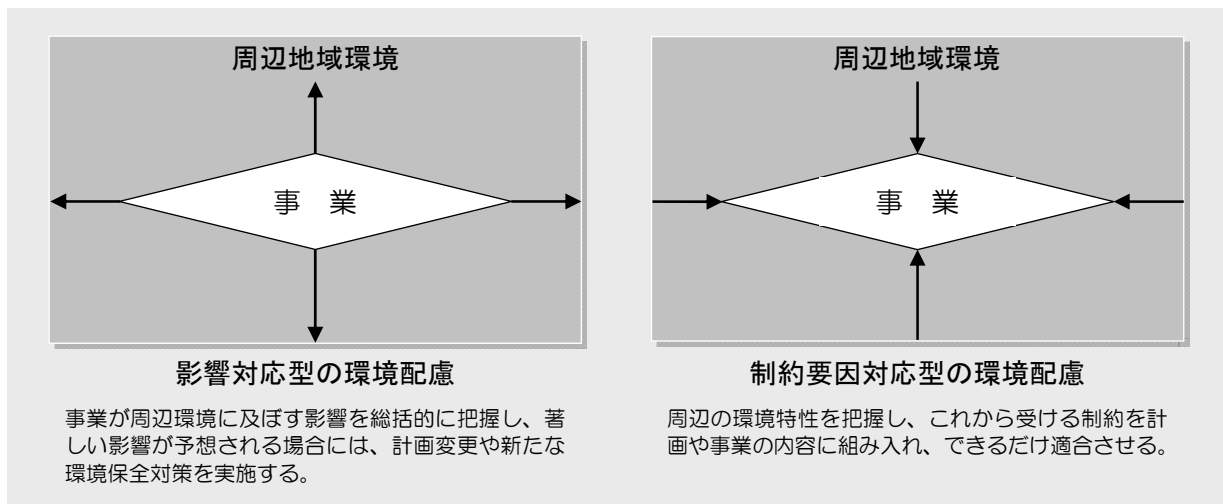


図 7-2 事業計画に組み込むべき環境配慮

## (3) 計画段階に応じた環境配慮

地域の特性を踏まえた適切な環境配慮を行うためには、事業の各段階に対応した環境配慮が必要となります。

例えば、事業の基本構想の段階では、当該事業計画の目標に環境への影響を未然に防止し、かつ、良好な生活環境を創造するための配慮が組み込まれているか、立地は周辺環境に配慮したものとなっているか、地域の環境特性に適合しているか等が求められます。

また、基本計画の段階では、土地利用は環境面からみて適切なものとなっているか、周辺地域に計画されている事業や、他の事業主体が実施する事業等による複合的な環境影響にも配慮しているか、施工監理等の視点から代替案による比較検討を行っているか等が求められます。

さらに、実施計画段階では、実施設計に際して環境面への配慮を行っているか、事業の実施に伴う環境への影響を未然に防止するための環境保全対策や良好な生活環境を創造するための環境への配慮が妥当なものとなっているか等が求められます。

事業の実施における工事及び供用段階では、事業の実施に伴う環境への影響を未然に防止するための適切な工法が採用されているか、施設の維持管理は適切に行われているか等の環境配慮が求められます。

## (4) 主な対象事業

事業別配慮指針の主な対象事業は、次表に示すような事業の実施に伴い環境に与える影響が大きいと想定される事業です。なお、対象とする事業は、施設等を新設する場合のほか、施設等の

建替え、増設、改修等も対象とします。

表7-1 主な対象事業

事業名	主な事業例
交通系施設整備事業	道路の新設又は車線の増設
	鉄道若しくは軌道の新設又は線路の増設
住宅系整備事業	住宅団地の新設又は建替え
商業・業務系整備事業	商業系施設の新設又は建替え
	業務系施設の新設又は建替え
	流通系施設の新設又は建替え
工業系整備事業	製造業に係る工場又は事業場の新設又は改修
埋立・港湾整備事業	埋立て（公有水面以外の埋立てを含む。）
	防波堤、倉庫その他港湾施設の新設又は改修
公園・墓園整備事業	公園緑地の新設又は改修
	墓園の新設又は改修
河川改修事業	河川の改修
	水路の新設又は改修
下水道整備事業	下水道終末処理施設、ポンプ場等の新設又は改修
廃棄物処理施設整備事業	中間処理施設の新設又は改修
	最終処分場の新設
水道及び工業用水道施設整備事業	浄水施設の新設又は改修
エネルギー供給施設等整備事業	電気供給業、ガス供給業、熱供給業に係る工場又は事業場の新設又は改修
研究施設整備事業	研究施設の新設又は改修
公共建築物建設事業	庁舎建築物の新設又は建替え
	文化施設の新設又は建替え
	運動施設の新設又は建替え
	学校施設の新設又は建替え
その他の事業	開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為）

## (5) 環境配慮事項

環境への配慮に当たっては、事業の特性に応じた事業別環境配慮事項と各事業に共通した環境配慮事項が考えられます。ここでは、対象とする主な事業について、環境影響要因と環境配慮事項の例を示しています。

### ●事業別の環境配慮事項●

事業者は、事業の特性、実施地域、内容、規模等事業を基に、環境に影響を及ぼす状況を考慮しながら、事業別の環境影響要因と環境配慮事項の例を参考として環境配慮を具体的に実施することが求められます。

#### 交通系施設整備事業：【道路の新設又は車線の増設／鉄道若しくは軌道の新設又は線路の増設】

交通系施設整備事業には、道路整備と鉄道整備が考えられます。いずれも、線的な開発が特徴であり、主に次のような環境への影響と配慮事項が考えられます。

#### ●環境影響要因の例

- ・自動車の走行に伴う大気汚染、騒音・振動
- ・地下トンネル式の道路の換気塔から排出される排出ガスによる大気汚染や騒音(低周波騒音)・振動
- ・鉄道若しくは軌道の新設又は線路の増設では、列車の走行に伴う騒音・振動
- ・掘削式、地下式等の道路又は鉄道の場合、地下水の流動阻害等地盤環境への影響
- ・車両基地の新設に伴う湧水地、生物の生息地、樹林地等の減少、歴史的文化的遺産の消失
- ・駅舎の設置に伴う景観の変化
- ・高架式の道路又は鉄道の場合は、電波受信、日照、景観への影響
- ・道路の新設の場合は、道路照明による影響

#### ■環境配慮事項の例

- 事業の構想に当たっては、地域の環境改善に配慮する。
- 路線の設定に当たっては、樹林地や水辺及びこれらが生息環境となって形成されている生態系、歴史的文化的遺産等の環境資源を消失しないよう配慮する。
- 路線や構造の設定に当たっては、地域分断や光害に配慮する。
- 道路の路線や構造の設定に当たっては、大気汚染、騒音・振動等による地域環境への影響を最小とするため、交通量、大型車の混入率等地域の交通特性を十分に把握し、交差点・車線の改良、バイパス道路の整備等も検討し、交通量の著しい増加や渋滞の抑制に配慮する。
- 構築物の設計に当たっては、良好な都市景観を形成するよう配慮する。
- 道路の構造の設定に当たっては、緩衝緑地帯の確保に努め、大気汚染や騒音・振動による影響の防止に寄与するよう配慮する。
- 高架構造の場合は、電波受信、日照、景観への影響に配慮する。
- 地下構造の場合は、地下水の流動阻害、地盤の形状の変化が最小となるよう配慮する。
- 道路の車線の設定に当たっては、バス専用・優先レーンや自転車道の導入に配慮する。
- 鉄道の線路の設定に当たっては、騒音・振動による地域環境への影響を最小とするため、ロングレールや軽量車体の導入等に配慮する。
- 車両基地の設定に当たっては、樹林地や水辺及びこれらが生息環境となって形成されている生態系、歴史的的文

	<p>化的遺産等の保全に配慮するとともに、生物の生息環境の回復育成、コミュニティ施設の整備等により、潤いのある空間の創出にも配慮する。</p> <p>□道路の新設又は車線の増設に当たっては、街路樹緑化を推進することにより良好な景観を創出するよう配慮する。</p> <p>□道路、公共交通機関の施設の整備に当たっては、障害者、高齢者等が安全で快適に利用できるようバリアフリーに配慮する。</p> <p>□駅舎の設置に当たっては、公共交通機関とのアクセスを向上させるとともに、工事車両をはじめ、業務車両や送迎車等の集中に伴う交通混雑や排出ガスの発生に配慮する。</p> <p>□駅舎の設置に当たっては、地域の状況に応じて適切な駐輪場を整備することにより、安全で良好な空間を創出するよう配慮する。</p>
--	---

**住宅系整備事業：【住宅団地の新設又は建替え】**

既成市街地の再開発、住宅地の造成等住宅系整備事業は、まとまりを持った面的な開発が特徴であり、主に次のような環境への影響と配慮事項が考えられます。

**●環境影響要因の例**

- ・地表面の変更や地形の改変に伴う雨水流出量の増大による河川等の流量、流出量の増減
- ・地形の変更に伴う土砂流出、斜面安定・崩壊等
- ・土地の地形・地質の変更に伴う樹林地等緑の減少、歴史的文化的遺産の消失
- ・住宅の供用に伴う駐車場等における自動車騒音の発生や地域交通の混雑や安全の確保
- ・建築物が周辺の景観に与える影響及び日照、電波障害、風害等の建築物影響
- ・住宅の供用に伴う人口の増加によるエネルギーの使用量、廃棄物の発生量の増加やコミュニティ施設等の不足

**■環境配慮事項の例**

- 住民発意による地区計画等を活用した土地利用のルールづくりを支援し、良好な住環境の維持・向上・改善等に配慮する。
- 地域の樹林地、生物の生息環境、歴史的文化的遺産等を十分に把握し、その保全に配慮して、潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。
- 周辺の地域特性や住宅の供用に伴う人口増加を勘案し、コミュニティ施設の整備等により、生活環境の保全と潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。
- 地域の地形・地質、地盤の特性を十分に把握し、土砂流出、斜面崩壊等を引き起こさないよう配慮する。
- 土地利用の履歴を調査し、土壌汚染のおそれの有無を確認するとともに、汚染がある場合には、適正処理に配慮する。
- 事業の内容を踏まえ、水質汚濁及び雨水流出が周辺地域に与える影響が最小となるよう配慮する。
- 計画人口や事業の規模を考慮し、廃棄物の増加等による地域環境への影響が最小となるよう配慮する。
- 設備や施設の選定に当たっては、建造物の断熱化を図るとともに、省エネルギー型・高効率型の空調・給湯施設の採用、太陽光などの再生可能エネルギー源の導入を図る等効率的なエネルギーの利用に配慮する。
- 事業の実施に当たっては、カーシェアリングの導入の検討に努めるとともに、導入に当たっては、低公害・低燃費車の利用促進に配慮する。
- 駐車場の設置に当たっては、電気自動車用充電インフラの整備に配慮する。
- 施設の整備に当たっては、敷地内における自然面の保全、雨水浸透システムの導入等により、地域の水循環が保全されるよう配慮する。
- 事業の実施に当たっては、十分なオープンスペースを確保し、良好な景観や街なみ等の創出に配慮する。
- 建築物の設計に当たっては、電波障害、ビル風害等建造物による影響が最小となるよう配慮する。
- 建築物の設計・施工に当たっては、生活騒音の防止に配慮した防音構造を採り入れる。
- 駐車場等の配置に当たっては、周辺地域への近隣騒音の防止や交通安全の確保に配慮する。

## 商業・業務系整備事業：【商業系施設、業務系施設、流通系施設の新設又は建替え】

都市活動や経済活動の中心となる商業・業務系施設は駅周辺、流通系施設は幹線道路沿いの交通の利便性が高い場所に立地される特徴があり、主に次のような環境への影響と配慮事項が考えられます。

### ●環境影響要因の例

- ・施設の冷暖房設備等の設置及び関連車両の集中による大気汚染、騒音・振動
- ・土地の地形・地質の変更に伴う樹林地等の減少、歴史的文化的遺産の消失
- ・施設の供用に伴う廃棄物の発生量の増加
- ・建築物が周辺の景観に与える影響及び日照、電波障害、風害等の建築物影響
- ・関連車両の走行に伴う地域交通の混雑や安全の確保
- ・照明施設等による夜間における近隣への影響

### ■環境配慮事項の例

- 都市機能の強化を図るために、民間活力を活かした市街地開発事業を促進するとともに、地区計画等を活用し、基盤整備と一体となった土地の高度利用による計画的な市街地形成に努める。
- 地区計画等を活用した土地利用のルールづくりを支援し、生活を支える利便性の高い身近な商業地の形成に努める。
- 既存の樹林地や水辺、生物の生息環境や生態系の保全に配慮するとともに、コミュニティ施設の整備等により、潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。
- 立地の選定に当たっては、事業の規模を考慮した上で、周辺地域の環境特性を十分に把握し、大気汚染、騒音・振動、雨水流出等による地域環境への影響が最小となるよう配慮する。
- 流通系施設の立地に際しては、交通量、大型車の混入率等地域の交通特性を十分に把握し、貨物自動車が集まらないよう配慮する。
- 太陽光などの再生可能エネルギー源の利用に配慮する。
- 施設や設備の選定に当たっては、建築物の断熱化を図るとともに、省エネルギー型の空調設備の採用、効率的なエネルギー利用が可能となるシステムの導入等、更なる省エネルギー対策の充実に配慮する。
- 事業の実施に当たっては、カーシェアリングの導入の検討に努めるとともに、導入に当たっては、低公害・低燃費車の利用促進に配慮する。
- 駐車場の設置に当たっては、電気自動車用充電インフラの整備に配慮する。
- 施設の整備に当たっては、雨水利用システム、中水道システム等の導入による水の循環的な利用を促進するよう配慮する。
- 事業の実施に当たっては、廃棄物の発生量の抑制に配慮するとともに、廃棄物リサイクルシステムを組み込むよう配慮する。
- 土地の高度利用を図る場合には、十分なオープンスペースを確保し、良好な景観を創出するよう配慮する。
- 建築物の設計に当たっては、電波障害、ビル風害、光害等の建築物による周辺環境への影響に配慮する。
- 駐車場等の配置に当たっては、周辺地域への近隣騒音の防止や交通安全の確保に配慮する。

**工業系整備事業：【製造業に係る工場又は事業場の新設又は改修】**

産業の中心となる工業系整備事業は、他の事業と比べて、比較的大きな環境への負荷が懸念されますが、主に次のような環境への影響と配慮事項が考えられます。

**●環境影響要因の例**

- ・施設の稼働に伴う大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音・振動及び安全性の確保
- ・化学物質の使用に伴う大気、水質、土壌等への影響及び周辺に与える環境リスク
- ・施設の供用に伴う廃棄物の発生量の増加
- ・関連施設車両の発生又は走行に伴う大気汚染、騒音・振動及び地域交通の混雑や安全の確保
- ・建築物が周辺の景観に与える影響
- ・施設の稼働に伴う温室効果ガスの排出量の増加

**■環境配慮事項の例**

- 住民の発意による、地区計画等の土地利用ルールづくりを支援し、工場の操業環境を維持していくとともに、住環境との調和に配慮する。
- 地区計画等を活用し、計画的な土地利用を行うよう配慮する。
- 樹林地、水辺等の保全に努め、潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。
- 立地の選定に当たっては、事業の規模を考慮した上で、周辺地域の環境特性を十分に把握し、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加等による地域環境への影響が最小となるよう配慮する。
- 施設の整備に当たっては、最新の環境保全技術を導入するよう配慮する。
- 関連車両による大気汚染、騒音・振動等による地域環境への影響を最小とするため、交通量、大型車の混入率等地域の交通特性を十分に把握し、車両が集中しないよう配慮する。
- 設備の選定に当たっては、省エネルギー型の施設や設備の採用、効率的なエネルギー利用システムの導入等、更なる省エネルギー対策の充実に配慮する。
- 施設の整備に当たっては、再生可能エネルギー源の導入に配慮する。
- 施設の整備に当たっては、敷地内における自然面の保全、立地条件を考慮した上で雨水の地下浸透システムの導入等、地域の水循環が保全されるよう配慮する。
- 事業の実施に当たっては、廃棄物の発生量の抑制に配慮するとともに、廃棄物リサイクルシステムを組み込むよう配慮する。
- 事業の実施に当たっては、化学物質による大気、水質、土壌等への影響を抑制し、周辺に与えている環境リスクが低減するように、製造、保管、使用、処理等の各段階において、施設の整備及び適切な管理に配慮する。
- 施設の整備や稼働に当たっては、燃料の貯蔵施設等が周辺地域に危険を及ぼさないように施設の配置、構造及び安全管理に配慮する。
- 事業の実施に当たっては、緑化を推進し、良好な景観を創出するよう配慮する。

**埋立・港湾整備事業:**【埋立て（公有水面以外の埋立てを含む）／防波堤、倉庫その他港湾施設の新設又は改修】

公有水面の埋立事業及び港湾整備事業は、海流の大規模な変化や新たな水辺環境の創出を伴うことに特徴があり、また、陸地の埋立事業については、崖くずれ、土砂流出等が懸念されますが、主に次のような環境影響と配慮事項が考えられます。

**●環境影響要因の例**

- ・事業の実施に伴う底質のかく乱、巻き上げ等による水質汚濁、生物の生息環境への影響及び航行船舶への影響
- ・埋立地の造成による景観及び潮流への影響
- ・埋立後の土地利用に伴う廃棄物の発生量の増加
- ・内陸での埋立地の造成による斜面の安定性の確保

**■環境配慮事項の例**

- 埋立後の土地利用に当たっては、周辺地域の環境特性を十分に把握し、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、廃棄物の増加等による地域環境への影響が最小となるよう配慮する。
- 事業の実施に当たっては、水質汚濁、生態系への影響及び付近を航行する船舶への影響が最小となるよう配慮する。
- 埋立柱材によって、化学物質による二次的な環境汚染が生じないよう配慮する。
- 港湾施設の整備に当たっては、港湾緑地、市民が親しめる水辺の整備等、潤いのある空間を創出するとともに、アクセスの確保等に配慮する。
- 内陸での地域の地形・地質、地盤の特性を十分に把握し、斜面の安定性が確保されるよう配慮する。



**公園・墓園整備事業：【公園緑地の新設又は改修／墓園の新設又は改修】**

公園・墓園は、市民生活に不可欠な都市基盤施設ですが、建設過程又は維持管理においては、主に次のような環境への影響と配慮事項が考えられます。

**●環境影響要因の例**

- ・地表面の変更や土地の区画地形・地質の変更に伴う雨水流出量の増大による河川等の流量、流出量の増減
- ・地形の変更による土砂流出、斜面安定・崩壊等
- ・土地の地形・地質の変更による湧水地、生物の生息地、樹林地等への影響
- ・土地の地形・地質の変更による歴史的文化的遺産の消失
- ・施設の関連車両の発生、一時的な集中に伴う大気汚染、騒音・振動及び地域交通の混雑や安全の確保

**■環境配慮事項の例**

- 事業の構想に当たっては、周辺地域の土地利用と整合するよう配慮する。
- あらかじめ地域の樹林地、生物の生息環境、歴史的文化的遺産等を十分に把握し、既存の樹林地や水辺、生物の生息環境や生態系の保全に配慮するとともに、コミュニティ施設の整備等により、潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。
- 歴史的文化的遺産が存在する場合には、対象事業の実施による直接的・間接的な影響を受けない形に保全するよう配慮する。
- 地域の生態系の特性を十分に把握し、既存の水辺や生態系の保全に配慮するとともに、地域特性を活かした公園緑地や墓園の整備により、潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。
- 地域の地形・地質、地盤の特性を十分に把握し、土砂流出、斜面崩壊等を引き起こさないよう配慮する。
- 土地利用の履歴を調査し、化学物質を取り扱った工場等の跡地の場合は、土壌の汚染状況の把握に努め、適切な措置に配慮する。
- 施設の整備に当たっては、できるだけ自然面を保全し、雨水の地下浸透に努める等、地域における水循環の保全に寄与するよう配慮する。
- 現存する表土や植生を保全し、活用するとともに、区域内の樹林地は、適正に維持管理するよう配慮する。
- 事業の実施によって、十分なオープンスペースを確保し、緑化を推進することにより、良好な景観やまちなみが創造されるよう配慮する。
- 施設の維持・管理に当たっては、農薬等の薬剤の適正使用に配慮する。
- 維持管理に伴う剪定枝や雑草は、コンポスト化等再生利用に配慮する。

### 河川改修事業：【河川の改修／水路の新設又は改修】

河川改修、水路整備事業は、洪水対策の基本であり、水と緑のネットワークの軸として、周辺の土地利用や環境特性を踏まえた総合対策が求められますが、主に次のような環境への影響と配慮事項が考えられます。

#### ●環境影響要因の例

- ・雨水流出に伴う河川等の氾濫の防止
- ・底質のかく乱、巻き上げ等による水質汚濁、生態系への影響
- ・河川、水路等の形状の変化に伴う水辺や生物の生息環境への影響
- ・水辺の形状の変化に伴う景観への影響
- ・土地の地形・地質の変更に伴う樹林地等の減少

#### ■環境配慮事項の例

- 事業の構想は、周辺地域の環境特性と整合するよう配慮する。
- 計画の立案に当たっては、地域における水循環の保全に配慮する。
- 既存の樹林地や水辺、生物の生息環境や生態系の保全・活用に配慮する。
- 河川等の自然浄化機能の回復に配慮する。
- 親水性護岸の整備、水辺へのアクセスの向上、コミュニティ施設の整備等、潤いのある水辺空間の創出に配慮する。
- 歴史的文化的遺産が存在する場合には、対象事業の実施による直接的又は間接的な影響を受けない形に保全するよう配慮する。
- 底質の変化による水質汚濁、生態系への影響が最小となるよう配慮する。

**下水道整備事業：【下水道終末処理施設、ポンプ場等の新設又は改修】**

下水道は、生活環境の改善や公衆衛生の向上、浸水の防除、更には公共用水域の水質保全に大きな役割を果たしていますが、主に次のような環境への影響と配慮事項が考えられます。

**●環境影響要因の例**

- ・地下式の終末処理施設や下水管の埋設に伴う地下水及び地盤への影響
- ・土地の区画地形・地質の改変に伴う生物の生息環境への影響
- ・区画地形・地質の変更による歴史的文化的遺産の消失
- ・施設の稼動に伴う大気汚染
- ・終末処理施設や汚泥処理施設の稼動に伴う悪臭、騒音・振動、廃棄物の発生
- ・施設が周辺の景観に与える影響
- ・施設の稼動に伴う温室効果ガスの排出量の増加

**■環境配慮事項の例**

- 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用と整合するよう配慮する。
- 立地の選定に当たっては、事業の規模を考慮した上で、周辺地域の環境特性を十分に把握し、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、廃棄物の増加等による地域環境への影響が最小となるよう配慮する。
- 施設の整備に当たっては、最新の環境保全技術を導入するよう配慮する。
- 事業の実施に当たっては、高度処理水の再利用により、潤いのある水辺空間を創出するよう配慮する。
- 終末処理施設等の整備に当たっては、省エネルギー型の設備の採用、排熱の有効利用、施設の多目的利用に配慮する。
- 汚泥の焼却灰等の処分に当たっては、再資源化に配慮する。
- 事業の実施に当たっては、緑化を推進し、良好な景観を創出するよう配慮する。

### 廃棄物処理施設整備事業：【中間処理施設の新設又は改修／最終処分場の新設】

増加する廃棄物に対応していくためには、発生量の抑制、再利用及び再生利用に努めるとともに、処理施設の適正な整備が必要となりますが、主に次のような環境への影響と配慮事項が考えられます。

#### ●環境影響要因の例

- ・施設の稼動に伴う大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音・振動、土壌汚染及び廃棄物発生量の増加
- ・収集運搬車等の関連車両の集中による大気汚染、騒音・振動の発生や地域交通の混雑や安全の確保
- ・土地の地形・地質の変更に伴う樹林地等の減少
- ・建築物が周辺の景観に与える影響
- ・施設の稼動に伴うオゾン層破壊物質の発生や温室効果ガスの排出量の増加

#### ■環境配慮事項の例

- 施設の立地に当たっては、地域の環境特性を十分に把握し、周辺の土地利用に整合するよう配慮する。
- 樹林地、水辺等の保全に努め、緑の創出や潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。
- 事業の規模及び立地の選定に当たっては、周辺地域の環境特性を十分に把握し、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、廃棄物の増加等による地域環境への影響が最小となるよう配慮する。
- 事業の実施に当たっては、廃棄物の処理・処分に伴って発生する化学物質による環境への影響を生じさせないよう配慮する。
- 適切な処理方法を選択することにより、オゾン層破壊物質の発生を防止するよう配慮する。
- 施設の整備に当たっては、最新の環境保全技術を導入するとともに、省エネルギー型の設備の導入や排熱の有効利用に配慮する。
- 金属類、焼却灰等の処分に当たっては、再資源化に配慮する。
- 施設の整備に当たっては、水の有効利用が図れるような循環型システムの導入に配慮する。
- 収集運搬車等の関連車両による大気汚染、騒音・振動等による地域環境への影響を最小とするため、最新規制適合車や低公害車の導入を促進するとともに、交通量、大型車の混入率等地域の交通特性を十分に考慮した車両運行計画の立案に配慮する。
- 事業の実施に当たっては、緑化を推進し、良好な景観を創出するよう配慮する。

**水道及び工業用水道施設整備事業：【浄水施設の新設又は改修】**

市民等に安全な水を安定的に供給するためには、水源地における総合的な水質保全対策を強化するとともに、水道及び工業用水道施設の計画的な整備と適切な維持管理が求められますが、浄水施設の新設又は改修においては、主に次のような環境への影響と配慮事項が考えられます。

**●環境影響要因の例**

- ・地下式の浄水施設や水道管の埋設に伴う地下水及び地盤への影響
- ・土地の区画地形・地質の改変に伴う生物の生息環境への影響
- ・土地の地形・地質の変更に伴う樹林地等の減少、歴史的文化的遺産の消失
- ・施設の稼働に伴う大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、廃棄物の発生
- ・施設が周辺の景観に与える影響

**■環境配慮事項の例**

- 施設の立地に当たっては、周辺の土地利用と整合するよう配慮する。
- 地域の樹林地、生物の生息環境、歴史的文化的遺産等を十分に把握し、既存の樹林地や水辺、生物の生息環境や生態系の保全に努め、潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。
- 歴史的文化的遺産が存在する場合には、対象事業の実施による直接的又は間接的な影響を受けない形に保全するよう配慮する。
- 地域の生態系の特性を十分に把握し、既存の水辺や生態系の保全に配慮するとともに、生物の生息環境の回復に配慮する。
- 地域の地形・地質、地盤の特性を十分に把握し、土砂流出、斜面崩壊等を引き起こさないよう配慮する。
- 立地の選定に当たっては、事業の規模を考慮した上で、周辺地域の環境特性を十分に把握し、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、廃棄物の増加等による地域環境への影響が最小となるよう配慮する。
- 設備の選定に当たっては、省エネルギー型の設備の採用、最新の水質浄化技術等を導入するよう配慮する。
- 施設の整備に当たっては、余剰水(処理水)の再利用化等の循環型システムの導入により、水の有効利用に配慮する。
- 事業の実施に当たっては、水源の水質保全対策及び水質監視体制の強化に配慮する。
- 浄水処理に伴う汚泥の処分に当たっては、再資源化に配慮する。
- 事業の実施に当たっては、緑化を推進し、良好な景観を創出するよう配慮する。

## エネルギー供給施設等整備事業

：【電気供給業、ガス供給業、熱供給業に係る工場又は事業場の新設又は改修】

資源・エネルギーの効率的利用が求められる中で、電力、ガス、石油等のエネルギーの安定供給は重要です。施設整備に当たっては、地球環境保全の視点に立って、排熱の有効利用や省資源・省エネルギーの推進等、総合的な対策が求められますが、主に次のような環境への影響と配慮事項が考えられます。

### ●環境影響要因の例

- ・施設の稼動に伴う大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音・振動及び廃棄物の発生量の増加
- ・施設の稼動に伴う排水による水温や潮流への影響
- ・関連施設車両の発生又は走行に伴う大気汚染、騒音・振動及び地域交通の混雑や安全の確保
- ・土地の区画地形・地質の変更に伴う水辺、土壌、樹林地、生物の生息環境の減少や生態系への影響
- ・建築物が周辺の景観に与える影響
- ・施設の稼動に伴う温室効果ガスの排出量の増加

### ■環境配慮事項の例

- 施設の立地に当たっては、地域の環境特性を十分に把握し、周辺の土地利用に整合するよう配慮する。
- 施設の立地や整備に当たっては、樹林地、水辺等の保全に努め、緑の創出や潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。
- エネルギー供給目標や事業の規模、施設の選定に当たっては、周辺地域の環境特性を十分に把握し、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、廃棄物の増加等による地域環境への影響が最小となるよう配慮する。
- 施設の選定に当たっては、水温や潮流の変化による周辺海域の生物の生息環境への影響が最小となるよう配慮する。
- 建築物等の設計に当たっては、周辺地域に調和した景観となるよう配慮する。
- 施設の整備に当たっては、排熱及び再生可能エネルギー源の有効利用、省エネルギー等が促進されるよう配慮する。
- 燃料の貯蔵施設等が周辺地域に危険を及ぼさないよう施設の配置、構造及び安全管理に配慮する。
- 事業の実施に当たっては、緑化を推進し、良好な景観を創出するよう配慮する。

**研究施設整備事業：【研究施設の新設又は改修】**

新技術を開発する研究施設整備事業は、他の事業と比べて、多様な化学物質が使用され、知見が十分でない新たな環境への負荷が懸念されますが、主に次のような環境への影響と配慮事項が考えられます。

**●環境影響要因の例**

- ・施設の稼動に伴う大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音・振動及び安全性の確保
- ・化学物質の使用に伴う大気、水質、土壌等への影響及び周辺に与える環境リスク
- ・施設の供用に伴う廃棄物の発生量の増加
- ・建築物が周辺の景観に与える影響

**■環境配慮事項の例**

- 立地に当たっては、周辺の土地利用と整合するよう配慮する。
- 樹林地、水辺等の保全に努め、潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。
- 立地の選定に当たっては、事業の規模を考慮した上で、周辺地域の環境特性を十分に把握し、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加等による地域環境への影響が最小となるよう配慮する。
- 施設の整備に当たっては、最新の環境保全技術を導入するよう配慮する。
- 設備の選定に当たっては、省エネルギー型の施設や設備の採用、効率的なエネルギー利用システムの導入等、更なる省エネルギー対策の充実に配慮する。
- 施設の整備に当たっては、再生可能エネルギー源の導入に配慮する。
- 施設の整備に当たっては、敷地内における自然面の保全、立地条件を考慮した上で雨水の地下浸透システムの導入等、地域の水循環が保全されるよう配慮する。
- 事業の実施に当たっては、廃棄物の発生量の抑制に配慮するとともに、廃棄物リサイクルシステムを組み込むよう配慮する。
- 事業の実施に当たっては、化学物質による大気、水質、土壌等への影響を抑制し、周辺に与えている環境リスクが低減するように、製造、保管、使用、処理等の各段階において、施設の整備及び適切な管理に配慮する。
- 周辺地域への影響が懸念されないように、使用するすべての化学物質や生物の適正管理に配慮する。
- 事業の実施に当たっては、緑化を推進し、良好な景観を創出するよう配慮する。

## 公共建築物建設事業：【庁舎建築物、文化施設、運動施設、学校施設の新設又は建替え】

庁舎建築物、文化施設、運動施設、学校施設等の公共建築物の建設事業に当たっては、民間の建築物建設事業の計画又は実施に当たって模範となるような率先した環境配慮が求められます。環境配慮に当たっては、影響対応型の配慮にとどまらず、制約要因型の配慮を行うこと等により、積極的な環境対策への取組が必要となります。

主な環境配慮事項の例は、次のとおりです。

### ■環境配慮事項の例

- 施設の立地に当たっては、地域の環境特性を十分に把握し、安全で快適なまちづくりの実現に配慮する。
- 施設の設置に当たっては、樹林地、水辺等の保全に努め、潤いのある都市環境の創造に寄与するよう配慮する。
- 周辺の環境と調和のとれた設計、デザイン、色彩に努め、良好なまちなみの創出等快適な都市環境の創造に寄与するよう配慮する。
- 立地の選定に当たっては、事業の規模を考慮した上で、周辺地域の環境特性を十分に把握し、大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、雨水流出、廃棄物の増加等による地域環境への影響が最小となるよう配慮する。
- 設備の選定に当たっては、中水道システムや雨水利用システム等、節水や水の循環利用が可能となる設備の導入に配慮する。
- 施設の配置に当たっては、できるだけゆとりを持つように努め、地域の緑の拠点になるような緑化に配慮する。
- 建築物の設計に当たっては、電波障害、ビル風害等の建築物による周辺環境への影響が最小となるよう配慮する。
- 施設の設置に当たっては、建築物の断熱化を図るとともに、ソーラーシステムの導入等、再生可能エネルギー源の利用促進に配慮する。
- 設備の選定に当たっては、省エネルギー型の施設や設備の採用、効率的なエネルギー利用システムの導入等、更なる省エネルギー対策の充実に配慮する。
- 施設の整備に当たっては、通路、出入口、階段等は、高齢者、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにバリアフリーに配慮する。
- 事業の実施に当たっては、資源物の分別保管施設の設置等によりリサイクルの促進に配慮する。
- 事業の実施に当たっては、使用する車両は最新規制適合車への代替や低公害車の導入に配慮するとともに、駐停車時におけるアイドリングストップ等エコドライブを徹底する。



**その他の事業：【開発行為（都市計画法第4条第12号に規定する開発行為）】****○開発行為**

開発行為は、土地の区画形質の変更を伴うまとまりを持った開発が特徴であり、主に次のような環境への影響と配慮事項が考えられます。

**●環境影響要因の例**

- ・地表面の変更や地形の改変に伴う雨水流出量の増大による河川等の流量、流出量の増減
- ・地形の変更による土砂流出、斜面安定・崩壊等
- ・区画地形・地質の変更による湧水地、生物の生息地、樹林地等への影響
- ・区画地形・地質の変更による歴史的文化的遺産の消失
- ・開発行為後の施設の供用に伴う関連車両の発生又は走行による大気汚染、騒音・振動、地域交通の混雑及び安全性
- ・建築物が周囲の景観に与える影響、日照、電波障害、風害等
- ・人口増加に伴う廃棄物発生量の増加及びコミュニティ施設の不足等

**■環境配慮事項の例**

- 事業の構想に当たっては、地域の環境特性を十分に把握し、周辺の環境特性や土地利用と整合するよう配慮する。
- 事業の立地に当たっては、地域の樹林地、生物の生息環境や生態系、歴史的文化的遺産等、地域の環境特性をあらかじめ十分に把握し、既存の樹林地や水辺、生物の生息環境、歴史的文化的遺産等の保全に配慮するとともに、生物の生息環境の回復に配慮する。
- コミュニティ施設の整備等により、潤いのある空間の創出に配慮する。
- 歴史的文化的遺産が存在する場合には、対象事業の実施による直接的又は間接的な影響を受けない形に保全するよう配慮する。
- 地域の地形・地質、地盤の特性をあらかじめ十分に把握し、土砂流出、斜面崩壊等を引き起こさないよう配慮する。
- 土地利用の履歴を把握し、土壌汚染の有無を確認するとともに、汚染のある場合には適正処理に配慮する。
- 計画人口や事業の規模を考慮し、水質汚濁、雨水流出量、廃棄物等による周辺地域への影響が最小となるよう配慮する。
- 事業の実施に当たっては、十分なオープンスペースを確保し、緑化を推進することにより、良好な景観やまちなみ等が創造されるよう配慮する。
- 施設の整備に当たっては、敷地内における自然面の保全、雨水浸透システムの導入等により、地域の水循環が保全されるよう配慮する。

**○開発行為以外の事業**

開発行為以外の、環境に重大な影響を及ぼす可能性のある事業については、この指針に掲げた配慮事項を例として、類似する項目を組み合わせ、適切な環境配慮に努めることが求められます。

### ●事業共通の環境配慮事項●

各事業に共通した環境配慮事項には、工事の実施段階において共通した環境影響要因に対する配慮事項の他に、緑の回復育成等による都市アメニティの向上に寄与するための配慮事項が考えられます。事業者は、これらの配慮事項の例を参考として、環境配慮を具体的に実施することが求められます。

### 《工事の実施段階における共通配慮事項》

工事の実施段階においては、次の環境影響要因と環境配慮事項の例が各事業に共通するものと考えられます。

#### ●環境影響要因の例

- ・建設機械の稼働、建設資材運搬等の車両の走行による大気汚染、騒音・振動
- ・降雨に伴う濁水の流出、地下水の汲み上げ等による公共用水域の水質汚濁
- ・建設資材運搬等の車両の走行による地域交通の混雑又は安全性の確保
- ・工事に伴う廃棄物等の発生

#### ■環境配慮事項の例

- 建設資材運搬等に使用する車両は、可能な限り最新の自動車排出ガス規制適合車を採用するよう配慮する。
- 建設機械については、排出ガス対策型、低燃費型、低騒音型、低振動型のものを採用するよう配慮する。
- 建設機械の稼働、建設資材運搬等の車両の使用が一時期に集中しないよう配慮する。
- 工事に伴う建設廃材その他の廃棄物や残土の発生量を極力削減するとともに、リサイクルを進めるよう配慮する。
- 工事中は、雨水の貯留能力を確保するとともに、工事排水の適正処理に配慮する。
- 建設資材には、再生利用品等の利用に努めるとともに、熱帯材を使用しないよう配慮する。
- 建設資材運搬等の車両の運行経路は、通学路等周辺地域の状況に応じて通行の安全に配慮する。
- 建設機械、建設資材運搬等の車両については、アイドリングストップ等エコドライブを徹底し、周辺住民への影響を低減するよう配慮する。

### 《工事の実施段階以外の共通配慮事項》

事業の実施に伴う都市アメニティの向上に寄与する工事の実施段階以外の共通配慮事項として、次の配慮事項の例が考えられます。

#### ■環境配慮事項の例

- 事業の実施に当たっては、既存樹木の保存、植樹、屋上緑化等、緑の保全及び回復育成に努め、潤いのある都市空間の創出に配慮する。
- 建築物や施設の計画に当たっては、ゆとりのある配置や周辺地域と調和のとれた景観の向上等に努め、良好な都市空間の創出に配慮する。